

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対応に係る検証報告書(案)

～令和2年1月から令和5年5月まで～

令和5年●月●日
札幌市

< 目 次 >

1	目的	P 1
2	市内陽性者数の推移と対策	P 2
3	これまでの状況と対応	P 6
4	取組検証	P 40
(1)	実施体制	P 40
①	感染症対応業務にかかる体制整備	P 40
②	有事における通常業務に係る体制整備	P 42
(2)	サーベイランス・情報収集	P 43
(3)	情報提供・共有	P 44
(4)	予防・まん延防止	P 46
(5)	医療	P 47
①	相談体制	P 47
②	検査体制	P 49
③	医療提供体制	P 51
ア	病床確保	P 51

イ	陽性者の把握から療養方法の判定までのプロセス	・ ・	P 53
ウ	入院調整	・ ・ ・ ・ ・	P 55
エ	入院待機ステーション	・ ・ ・ ・ ・	P 57
オ	宿泊療養	・ ・ ・ ・ ・	P 58
カ	自宅療養	・ ・ ・ ・ ・	P 59
キ	自宅療養者に対する医療提供体制	・ ・ ・ ・ ・	P 61
ク	患者搬送体制	・ ・ ・ ・ ・	P 62
ケ	その他	・ ・ ・ ・ ・	P 63
④	積極的疫学調査	・ ・ ・ ・ ・	P 64
ア	患者調査	・ ・ ・ ・ ・	P 64
イ	クラスター対策	・ ・ ・ ・ ・	P 65
⑤	繁華街対策	・ ・ ・ ・ ・	P 66
⑥	ワクチン接種体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	P 67
⑦	保健所体制の整備	・ ・ ・ ・ ・	P 70
⑧	データ管理	・ ・ ・ ・ ・	P 72
⑨	情報発信	・ ・ ・ ・ ・	P 73
(6)	生活・経済の安定確保	・ ・ ・ ・ ・	P 74
5	市民アンケート結果	・ ・ ・ ・ ・	P 75
6	専門家からの意見等	・ ・ ・ ・ ・	P ●

1 目的

札幌市は、令和2年2月14日に市内で初めて新型コロナウイルス感染症の患者が確認されてから、3年以上にわたり、感染対策や医療提供体制の整備等の取組を行ってきた。

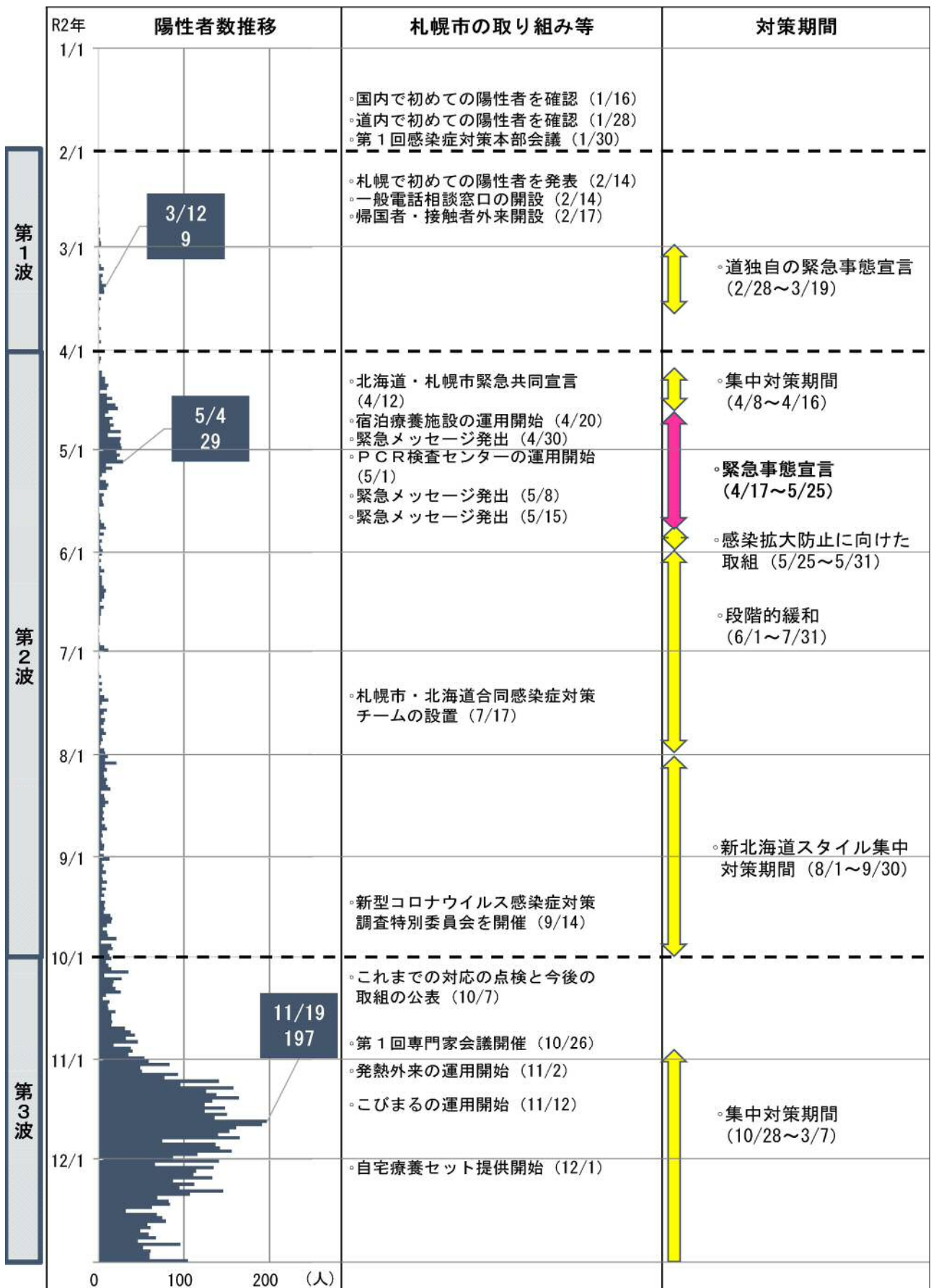
新型コロナウイルス感染症は、隔離等の措置が必要とされる、感染症法上の「2類」相当の位置付けであり、札幌市医師会をはじめとした関係団体等と連携を図りながら、流行の波やウイルスの変異の状況に応じた病床や検査体制の確保、ワクチン接種体制の充実等に努めてきたところである。

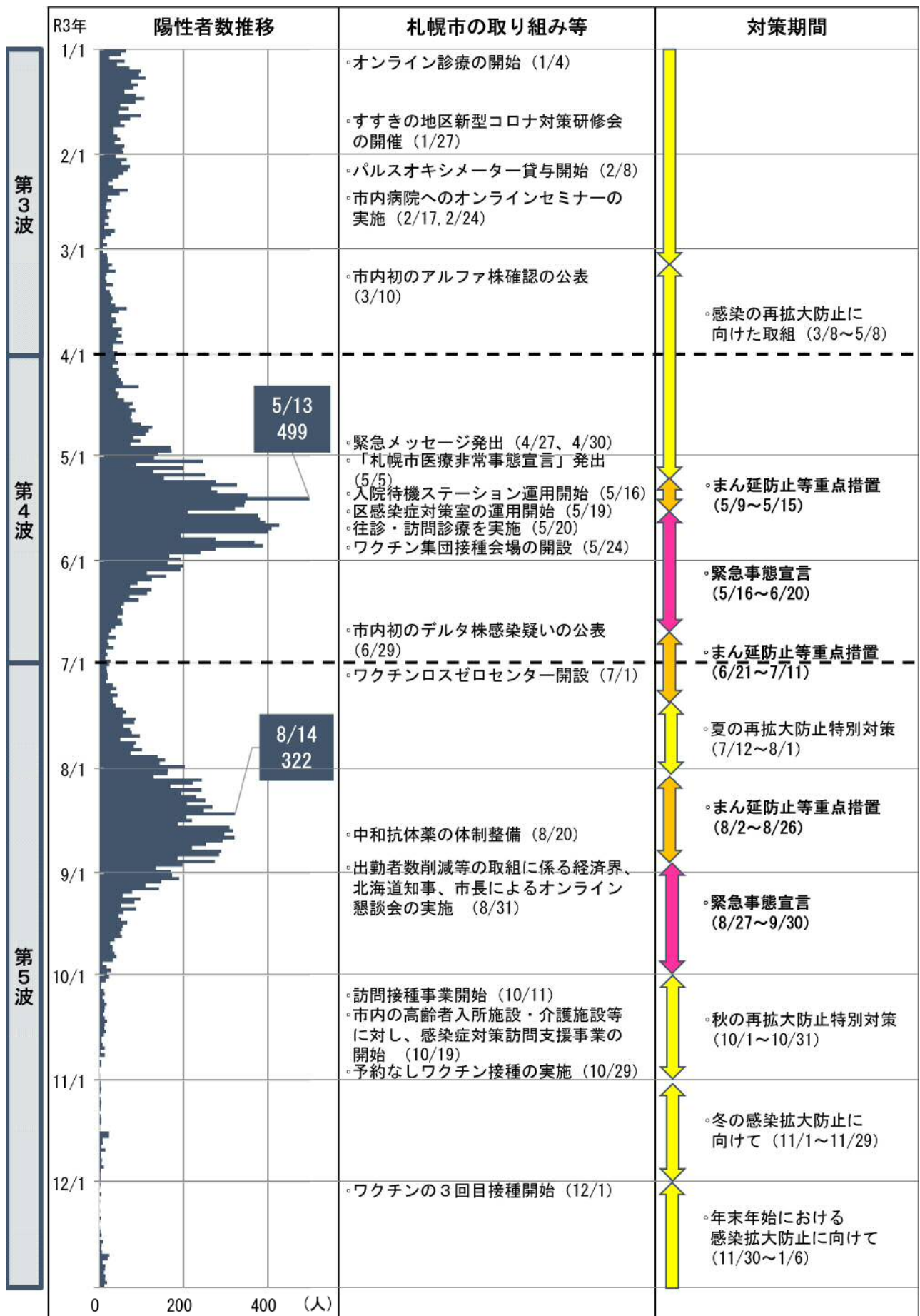
令和5年5月8日には、感染症法上の位置付けが「5類」に変更され、感染対策が個人の判断に委ねられることになり、市の対応も一つの区切りを迎えたと言える。

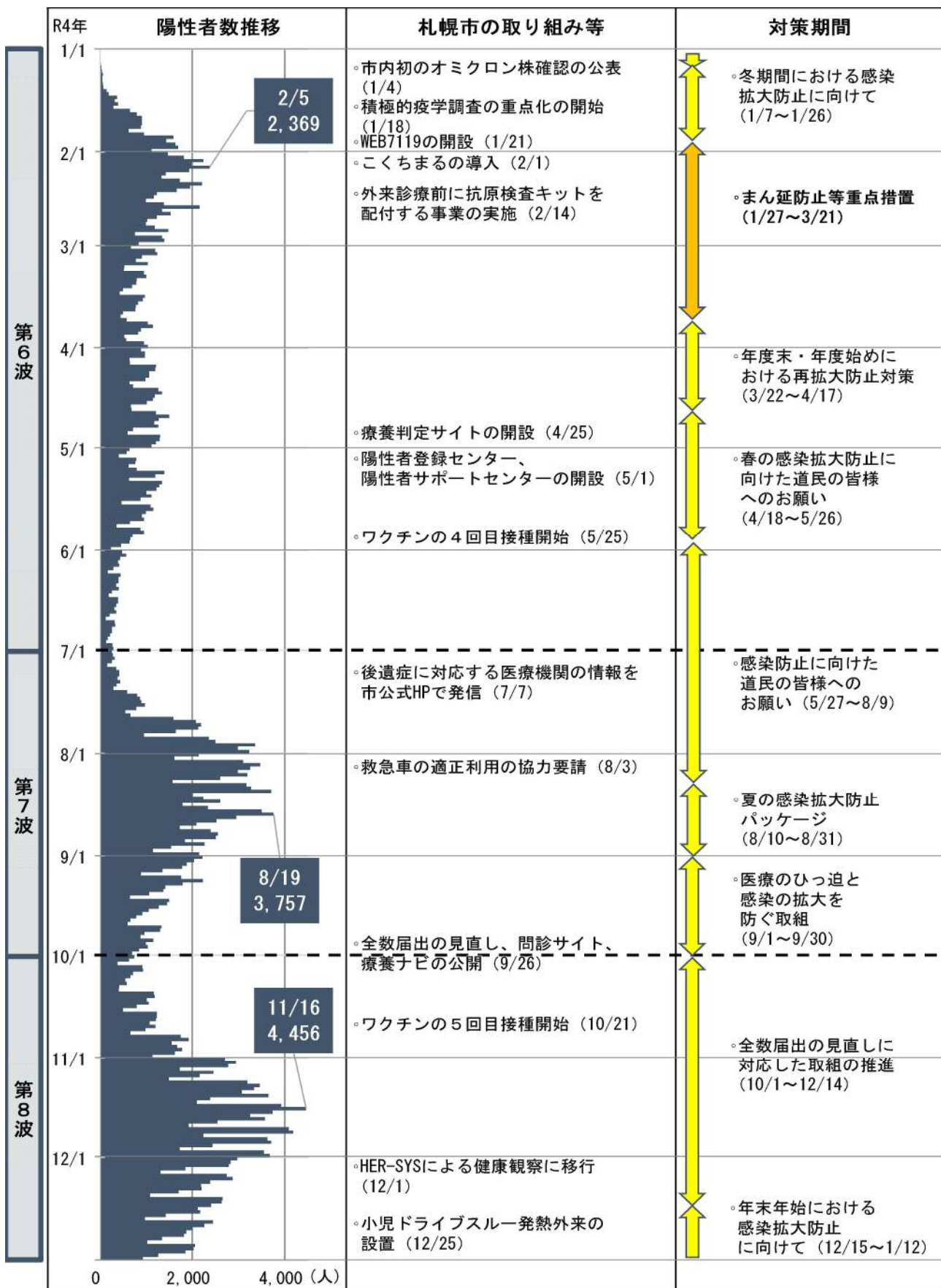
これまでの経験は、今後、起こり得る新興・再興感染症に対する備えに生かしていくことが重要である。

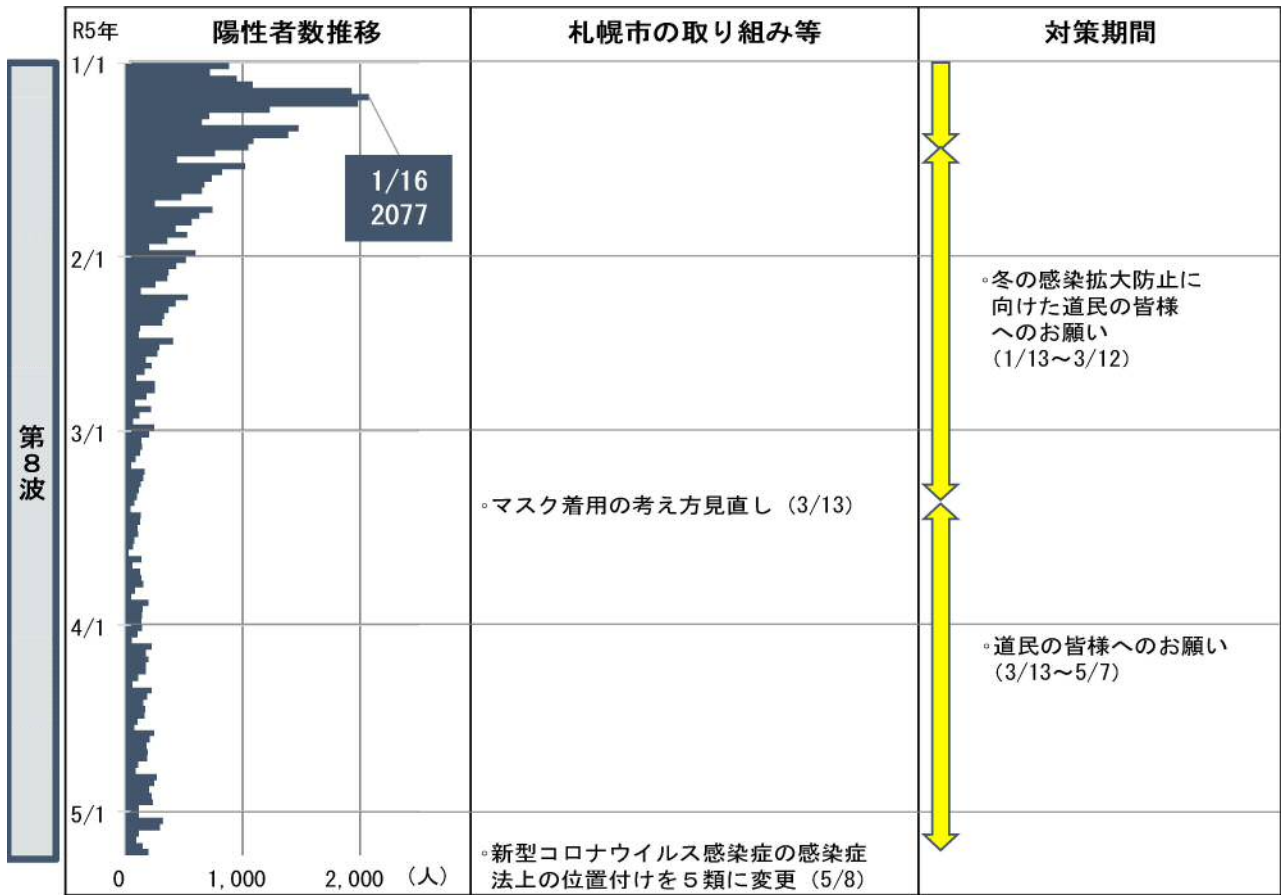
そのため、この間の取組等について、専門家の意見や市民の声も取り入れながらしっかりと振り返りを行い、将来に向けた検討を進めることを目的として本書を作成するものである。

2 市内陽性者数の推移と対策







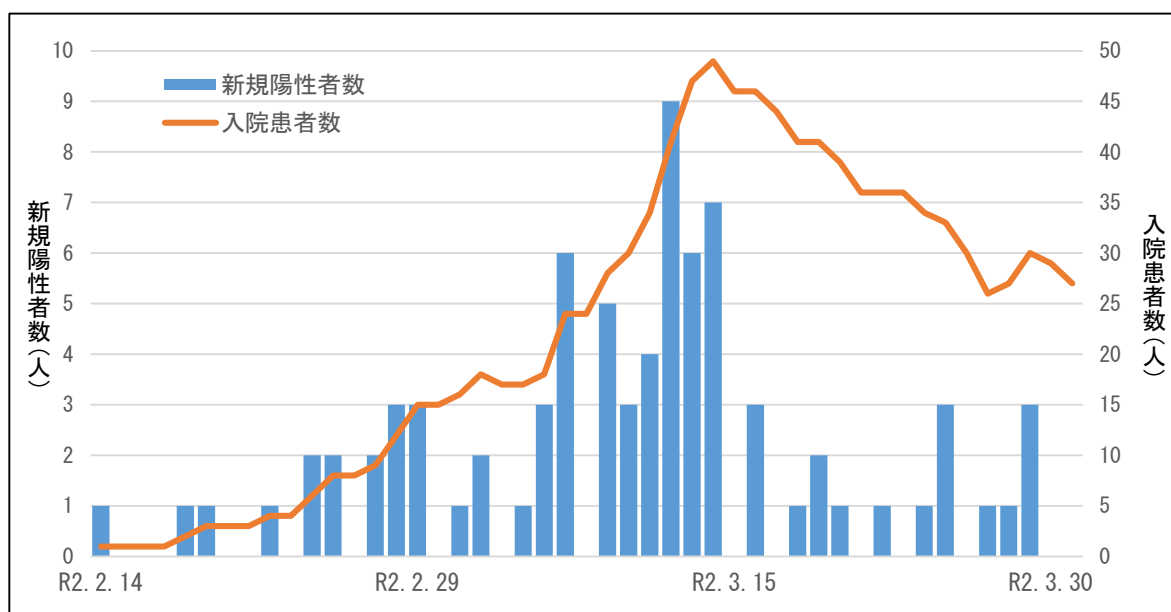


3 これまでの状況と対応

第1波（令和2年2月～3月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年1月28日に海外観光客の感染を確認。2月14日には札幌市で初めての陽性者を確認。その後、流行が拡大し第1波が発生。
- ライブバーで集団感染が発生し、9人の陽性者が確認されたが、3月下旬には陽性者数が減少。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
北海道独自の緊急事態宣言（2/28～3/19）	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○週末の外出自粛 ○週末の外出時に下記の3点を確認 <ol style="list-style-type: none"> ①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」 ②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」 ③「感染リスクを下げする方法をご存じですか？」 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市立小中学校の臨時休業 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閉館

<p>新型コロナウイルス感染症の危機克服に向け道民・事業者一丸となって戦う新たなステージへ (3/20～4/7)</p>	<p>【市民】 ○外出時に下記の3点を確認 ①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」 ②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」 ③「感染リスクを下げする方法をご存じですか？」</p>
--	--

(3) 市の対応

【庁内体制整備】

○保健福祉局総務部内に関連局の部課長級で構成する「感染症対策室」を設置し、全庁体制を構築。

【医療提供体制】

- 相談体制の拡充として帰国者・接触者相談センター、一般電話相談窓口を設置。
- 陽性者の発生に伴い、行動調査（感染源や流行状況の把握、濃厚接触者の特定）を開始。
- 濃厚接触者の健康観察を行い、PCR検査を実施していく積極的疫学調査を実施。

【広報・情報発信】

- 生活に不安を抱えることとなった市民や事業者向けに生活面や経済面の支援等の各種支援策を取りまとめた「生活支援ガイド」を発行。
- 市公式ホームページ、Twitter（現、X）、YouTube、地上デジタルテレビのデータ放送、ラジオ等を活用し、流行状況や流行拡大防止策の情報を発信。
- 札幌市ICT活用プラットフォームに関連データ（陽性者数、陰性確認数、死亡者数、電話相談件数等）をオープンデータとして公開。

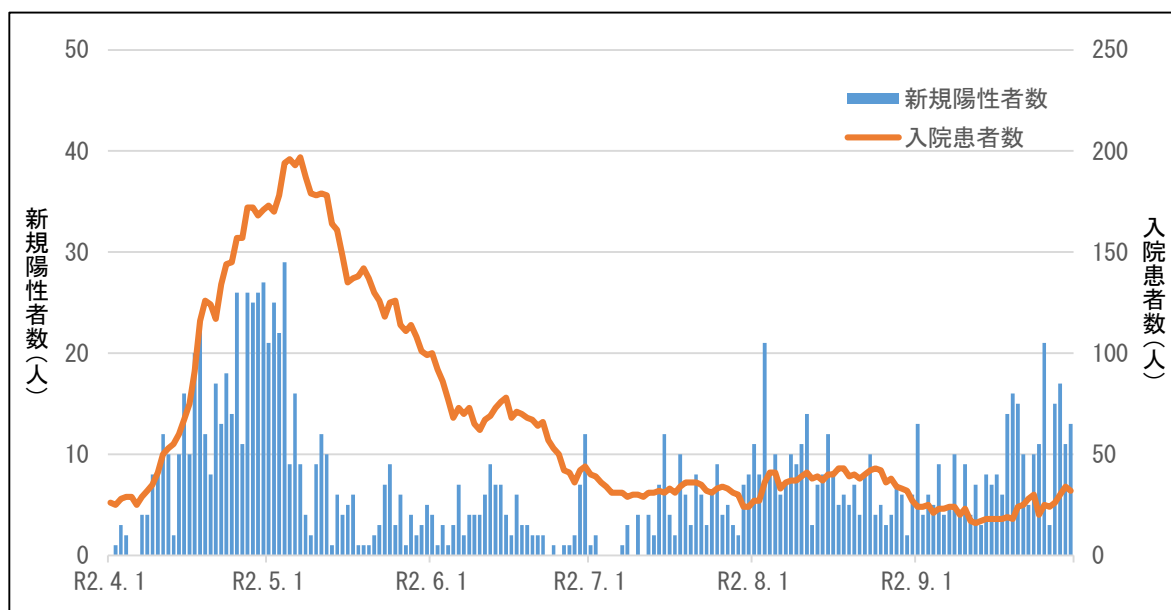
(4) 成果と課題

- 新型コロナウイルスに関する知見が少ない中、全庁体制を構築し、役割分担を行うことで、一層の流行拡大に対応することができた。一方で、感染症対策が長期間に渡ることを想定した持続可能な体制の構築が急務となった。
- 陽性者の発生を受け、検査・相談体制を迅速に構築することができた。一方で、更なる流行拡大に備えた医療提供体制の強化が急務となった。
- 流行拡大に伴い、市民・事業者が必要とする流行状況や支援制度の情報を様々な媒体を通じて発信する体制を構築することができた。

第2波（令和2年4月～9月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年4月上旬から複数の医療機関や介護施設での集団感染が確認され、第2波が発生。4月下旬には、第2波最大となる高齢者施設での集団感染が発生。
- 5月の大型連休後、新規陽性者数は落ち着いたものの、5月下旬からはスナックや喫茶店等での昼間のカラオケが感染経路と考えられる集団感染が、高齢者を中心に複数発生。
- 7月には、接待を伴う飲食店が感染経路と考えられる事例が発生したほか、いわゆる宅飲みやドライブ等共通した行動歴が見られる20～30歳代の陽性者数の割合が増加。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
新型コロナウイルス感染症対策集中対策期間 （4/8～4/16）	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手洗いと咳エチケットの徹底 ○外出する際の3つの事項の確認 <ul style="list-style-type: none"> ①「体調は大丈夫ですか？風邪気味ではありませんか？」 ②「人が大勢集まったり、風通しが悪い場所ではありませんか？」 ③「感染リスクを下げする方法をご存じですか？」 ○集団感染の要因となる三密を避ける取組の実施 <p>【市有施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数の人が利用する施設を休館
緊急事態宣言 （4/17～5/25）	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「手洗いの励行」と「咳エチケットの徹底」を強く要請 ○生活の維持に必要な場合を除く外出自粛・市外との不要不急の往来自粛 ○出勤時の「時差出勤」や「三密」の回避の徹底・「在宅勤務」の積極的な活用促進 ○クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店

	<p>等への外出自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の帰省や旅行等、他都府県への往来自粛、特に大型連休中における他都府県への往来自粛 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ○施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止 ○スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩等生活維持に必要な場合において、感染拡大防止対策の実施 <p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人と人との物理的な距離を保つ取組「ソーシャルディスタンス」を日々の行動において浸透させる <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休校 <p>【市有施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休館 			
<p>感染拡大防止に向けた「北海道」における取組 (5/25～5/31)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康の維持増進、生活の維持に必要な場合を除く外出・市外との不要不急の往来自粛 ○出勤時の「時差出勤」や「三密」の回避の徹底・「在宅勤務」の積極的な活用促進 ○クラスターが多数発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ○不要不急の帰省や旅行等、他都府県への往来自粛 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密が重なる懸念のある集会・イベントの開催自粛 ○施設の使用停止若しくは催物（イベント）の開催停止 <p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人と人との物理的な距離を保つ取組「ソーシャルディスタンス」を日々の行動において浸透させる ○スーパーマーケット等や商店街での生活必需品の購入や公園等での散歩等生活維持に必要な場合において、感染拡大防止対策の実施 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学等を除き休校 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館 			
<p>「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」に基づく段階的緩和</p> <table border="1" data-bbox="300 1720 584 2063"> <tr> <td data-bbox="300 1720 584 1989"> <p>ステップ1 (6/1～6/18)</p> </td> <td data-bbox="584 1570 1437 1989"> <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店・ライブハウス等の利用、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来について、慎重に対応 ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店、ライブハウス等の営業は慎重に対応 ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：100人以下・収容率50%、屋外：200人以下・十分な間隔） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1989 584 2063"> <p>ステップ2 (6/19～7/9)</p> </td> <td data-bbox="584 1989 1437 2063"> <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 </td> </tr> </table>	<p>ステップ1 (6/1～6/18)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店・ライブハウス等の利用、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来について、慎重に対応 ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店、ライブハウス等の営業は慎重に対応 ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：100人以下・収容率50%、屋外：200人以下・十分な間隔） 	<p>ステップ2 (6/19～7/9)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止
<p>ステップ1 (6/1～6/18)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店・ライブハウス等の利用、他都府県との不要不急の往来、札幌との不要不急の往来について、慎重に対応 ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○接待を伴う飲食店、ライブハウス等の営業は慎重に対応 ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「新北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：100人以下・収容率50%、屋外：200人以下・十分な間隔） 			
<p>ステップ2 (6/19～7/9)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「新北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 			

	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別のガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：1,000人以下・収容率50%、屋外：1,000人以下・十分な間隔）
ステップ3 (7/10～7/31)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「北海道スタイル」の実践による感染拡大の防止 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業種別ガイドラインが策定済みの施設は「北海道スタイル」の準備が整った施設から順次再開 ○イベントの開催制限（屋内：5,000人以下・収容率50%、屋外：5,000人以下・十分な間隔）
北海道スタイル集中 対策期間 (8/1～9/30)	<p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北海道スタイルの実践等、これまでの感染拡大防止の取組の再確認を依頼

(3) 市の対応

【庁内体制整備】

- 保健福祉局総務部内に設置していた「感染症対策室」を危機管理対策室（現、危機管理局）内に移管。
- 保健所内に「医療対策室」を設置し、専任の局長職、部長職等の配置、増員により人員体制を強化。

【医療提供体制】

- 第1 PCR検査センターを設置。
- すすきの地区に臨時のPCR検査センターを設置し、併せて店舗に出向いて検査を行う「出前型PCR検査」を開始。
- 道が設置した宿泊療養施設の運営を実施。
- 医療機関や高齢者施設等での集団感染の疑い事例発生時における、立ち入り調査（流行状況を正確・迅速に把握）の実施による早期介入と併せて、必要に応じ現地対策本部を設置し、感染拡大防止や早期収束に向けて支援を実施。
- 医療機関や高齢者施設等での集団感染発生時における医療従事者の不足に対応するため、医療従事者の人材調整機能（施設側と登録者のマッチングによる医療従事者の派遣）を整備。
- 医療機関向け院内感染対策セミナーや介護・障がい者支援施設向け研修会の開催や研修動画の周知、感染対策マニュアルの作成等を実施。
- 北海道と連携し、空床確保医療機関への補助のほか、入院・検査に係る設備整備や、院内感染防止対策に係る補助制度等を構築。
- 陽性患者や疑似症患者の入院受入補助や救急・周産期・小児のコロナ疑い患者を受け入れる医療機関に対する感染防止対策補助を新設。
- 回復期にある高齢患者の療養病棟を有する医療機関を確保。
- 医療用ガウンやサージカルマスク等の医療物資を調達し、医療機関や高齢者施設等への提供を開始。

- 「新型コロナウイルス札幌ささえあい基金」寄付の募集、医療物資の提供等、医療従事者及び医療提供体制の支援を実施。

【市民・事業者への協力要請等】

- 認可保育施設を通じ、保護者に対して登園自粛の要請や家庭保育の協力を依頼。
- 保育所等の感染拡大防止策を実施するため、マスクや消毒液の購入費用を補助。
- 障がい福祉サービス等事業所へ感染症対策の周知や注意喚起を実施。
- 障がい福祉サービス等事業所に対し、衛生用品の購入費や利用者の在宅就労等の推進に必要な経費を補助。
- 重症化リスクの高い高齢者への感染を防ぐため、介護事業所・介護施設へ感染症対策の周知や注意喚起。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、離職や休業を余儀なくされた方の支援を目的とした「新型コロナ特別就業専門相談窓口」を就業サポートセンター内に開設したほか、座学研修及び職場実習、職業訓練を通じて再就職を支援する「さっぽろ雇用セーフティプロジェクト業務」を実施。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対し、経営相談や融資のための認定事務のほか、感染症予防や市税の納税猶予に係る相談を受け付ける事業者向けワンストップ相談窓口を開設。

【広報・情報発信】

- 「札幌市医療従事者応援プロジェクト」として、応援メッセージの募集・発信、市内8施設によるブルーライトアップを実施。
- 市公式ホームページに「新型コロナウイルス流行とこころの健康に関して」のページを立ち上げ、市民向けに、メンタルヘルスに関する情報提供や「心の健康づくり電話相談」の案内を掲載。
- 感染拡大予防と地域活動の両立を図るための「札幌市の地域活動ガイドライン」をまとめ、町内会へ配布するとともに、市公式ホームページに掲載。
- 北海道作成の「新しい生活様式」や「新北海道スタイル」のピクトグラムをもとにした啓発ポスターを区役所等の公共施設に掲示。
- マスク着用を促すため、地下鉄駅構内、車内にて、ポスター掲示、ホーム案内表示器への表示、コンコース放送等の啓発を実施。
- 市長による啓発動画及び「新しい生活様式」の実践例を紹介する動画を作成し、Twitter（現、X）や大型ビジョン等で放映。
- 「新北海道スタイル」の実践や各場面での注意事項を効果的に分かりやすく周知することを目的に、地下鉄中吊り広告、WEB広告、市有施設やコンビニエンスストア店舗等へのポスター掲示等の手法による啓発キャンペーンを実施。
- 「さっぽろ子育て情報サイト」内に特設ページを作成し、外出自粛中の家での過ごし方や子育てに関する情報を掲載。
- 北海道の休業要請対象施設と国が集団感染発生施設として公表した施設を中心に、業種別の感染予防対策ガイドラインを作成。
- 商店街に加盟する事業者が新型コロナウイルスの感染防止に取り組んでいただくため、

札幌狸小路商店街振興組合及び北24条商店街振興組合の協力のもと「商店街新型コロナウイルス感染防止対策事例集&手引き」を作成。

- すすきの観光協会による「新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」の作成を支援
- 定山溪観光協会による「北海道スタイル定山溪安心宣言」の策定や定山溪地区で取り組む事例集等を掲載した冊子の作成を支援。
- 外出自粛や小・中・高校等の一斉休業、公共施設の休止等、緊急に実施する対策を「北海道・札幌市緊急共同宣言」として発出。

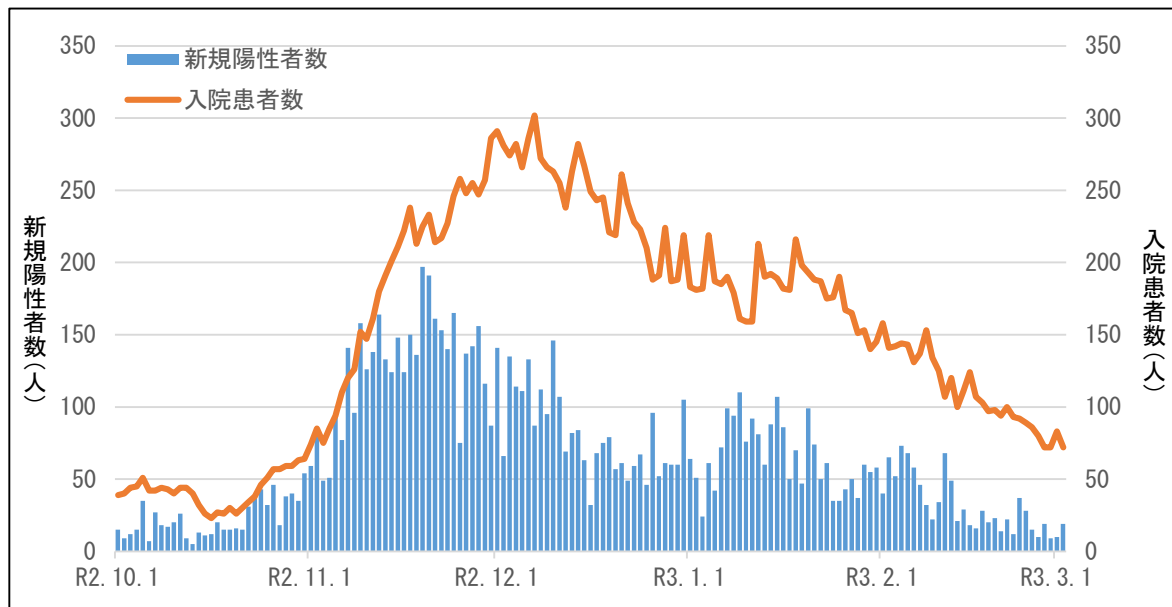
(4) 成果と課題

- 外出自粛要請や施設の休業等の強い行動制限を行い、結果として人流は抑制された。
- 集団感染が疑われる事例への早期介入や現地対策本部の設置により、リスクの高い医療機関や高齢者施設等における集団感染事例の早期収束に貢献した。
- 流行拡大時には、医療機関のひっ迫が見られたが、市内医療機関の協力等や、北海道との連携による宿泊療養施設の設置・運営等により、医療提供体制を強化することができた。
- 今後は冬に向けた流行状況の拡大や季節性インフルエンザの流行による発熱患者の増加を見据えた医療提供体制の整備が急務となった。

第3波（令和2年10月～令和3年3月）

(1) 市内の流行状況

- 令和2年10月下旬からは、すすきの地区を中心に陽性者数が急増し、第3波が発生した。
- 市内では、医療機関や高齢者施設等でのクラスターが発生し、市中での感染が増加した。
- 11月19日の新規陽性者数197人をピークに減少傾向となったが、年末年始にかけて一時的に陽性者数が高止まりとなった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
集中対策期間 （10/28～11/10） 警戒ステージ2 （10/28～11/10）	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践
警戒ステージ4相当 （11/17～11/26）	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践 ○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時） 【事業者】 ○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時） ○新北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底
警戒ステージ3 （11/7～11/27）	【市民】 ○体調不良時の外出自粛 ○飲酒を伴う場面等感染リスクを回避する行動の実践 ○高齢者・基礎疾患を有する方等と接する場合の慎重な行動の実践

	<p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p>
警戒ステージ4相当 (11/28～12/11)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛</p> <p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の休業</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p>
警戒ステージ4相当 (12/12～1/15)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○5人以上・2時間以上の飲食自粛</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛</p> <p>○すすきの地区の酒類提供施設の利用自粛(22時～翌5時)</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の休業</p> <p>○すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p> <p>○年末年始における挨拶回りを控える</p>
警戒ステージ4相当 (12/26～1/15)	<p>【市民】</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○5人以上・2時間以上の飲食自粛</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛（1/7～）</p> <p>○市内の接待飲食店の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p> <p>○北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底</p> <p>○年末年始の挨拶回りを控える</p>
警戒ステージ4相当 (1/16～2/15)	<p>【市民】</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出・市外との往来自粛</p> <p>○同居していない人との飲食自粛</p> <p>○市内の接待飲食店、すすきの地区の飲食店等の利用自粛（22時～翌5時）</p> <p>【事業者】</p> <p>○市内の接待飲食店、すすきの地区の営業時間短縮等（22時～翌5時）</p>
警戒ステージ4相当 (2/16～2/28)	<p>【市民】</p> <p>○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛</p> <p>○感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出自粛・市外との往来</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○同居していない人との飲食自粛 ○市内の飲食店等の利用自粛（22時～翌5時） <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内の飲食店等の営業時間短縮等（22時～翌5時） ○新北海道スタイル等、感染拡大防止対策の更なる徹底
	警戒ステージ3 (3/1～3/7)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来自粛 ○同居していない人との飲食自粛 ○人事異動や入社・入学に伴う人の移動による感染拡大防止のための取組を推進
	新北海道スタイル集中対策期間（8/1～9/30）	<p>【市民・事業者共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新北海道スタイルの実践等、これまでの感染拡大防止の取組の再確認を依頼

(3) 市の対応

【医療提供体制】

- 救急安心センターさっぽろ（#7119）の人員体制を増強。
- 発熱外来の運用を開始。
- 他自治体の保健師等の受入により保健所体制を強化。
- PCR検査センター等の機能拡充による積極的検査を実施。
- 第2PCR検査センターを開設。
- クラスターが発生した医療機関や高齢者施設等で現地対策本部を設置したほか、施設職員に対する感染管理や対策等の直接指導・助言を実施。
- 重症化リスクの高い方が多くいる福祉施設（入所型高齢者施設等）の重点的なPCR検査を実施。
- 療養病床を持つ医療機関従事者等、福祉施設従事者等に対する定期的なスクリーニング検査を実施。

【ワクチン接種】

- ワクチン接種事業の体制整備を開始。

【市民・事業者への協力要請等】

- 接待飲食店従業員が毎週1回程度のPCR検査を受検する費用を支援。
- 接待飲食店のうち定期的なPCR検査に協力している店舗において陽性者が出た場合、店舗消毒等の費用を支援。
- 手引書に沿った対策を実践している接待飲食店事業者に対して、実践ステッカーの交付や、感染防止対策助成金を支給。
- すすきの地区接待飲食店等を戸別訪問し、営業時短等の協力を要請。
- すすきの地区にて広報車を巡回し、営業時短等を周知啓発。
- 接客ルールや定期的なPCR検査の受検等の内容を盛り込んだ接待飲食店向けの手引書を作成。
- すすきの地区新型コロナ対策勉強会、すすきの地区新型コロナ対策研修会を開催。
- ハロウィンイベント実施店舗への注意喚起を実施。
- 「接待を伴う飲食店における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づく感染

症対策を実践する店舗への助成金の申請を受付。

- テレワーク等導入補助金3次募集を実施。
- テレワーク導入支援窓口による出張相談会を開催。
- テレワーク導入に係る個別企業への専門家派遣を実施。
- ワークフェスさっぽろテレワークコーナーを開催。
- 若年層向け4コマ漫画による感染防止策を発信。
- 区役所窓口における転入者に対するポスター及びチラシによる感染防止対策の注意喚起を実施。
- 大晦日における地下鉄の終電の延長運転を中止。
- 地下鉄、路面電車車内の抗ウイルス・抗菌加工・地下鉄改札機のICカードタッチ部、券売機・精算機のタッチパネル部に抗ウイルス・抗菌性能のあるフィルム貼付を実施。
- 集団感染事例の発生等、陽性者が増加傾向にある保育所、中学校、高校に向けた注意喚起の文書を送付。
- 区役所戸籍住民課の窓口およびマイナポイント支援窓口の休日開庁・夜間延長による混雑緩和対策を実施。
- 町内会等の地域活動団体に対する感染防止対策の徹底を呼び掛ける注意喚起文を送付。

【広報、情報発信】

- 医療従事者等への感謝を表す札幌市時計台等のブルーライトアップを実施。
- 「医者の日：3月30日」に合わせた医療従事者等への感謝を表すブルーライトアップの実施。
- すすきの地区の工事仮囲いやコンビニ等に啓発ポスターを掲出。
- すすきの地区店舗実務者との意見交換会を開催。
- 国立感染症研究所のすすきの観光協会向け講話の実施。
- すすきの情報のフリーペーパーにPCR受検勧奨広告を掲載。
- 札幌薄野ビルヂング協会を通じ、協会員へPCR受検勧奨チラシを配布。
- 感染症関連情報誌(ススキノかわら版)を発行(すすきの地区)。
- すすきの観光協会と連携した感染事例等の情報を発信。
- 小中高校等や各区役所に差別偏見防止啓発ポスターを掲出。
- さっぽろまちづくりパートナー協定企業を通じて、差別偏見防止啓発チラシを配布・掲示。
- 北海道日本ハムファイターズと連携した差別偏見防止等の啓発を実施。
- 市公式Twitter(現、X)・LINE・テレビCM・新聞広告等で注意喚起を発信。
- 札幌駅前通りの地下街出入口、札幌駅前通地下歩行空間で予防意識啓発のポスターを掲示。
- 部活動や寮等における感染対策事例集を作成し、市内学校及びスポーツ団体等へ周知。

(4) 成果と課題

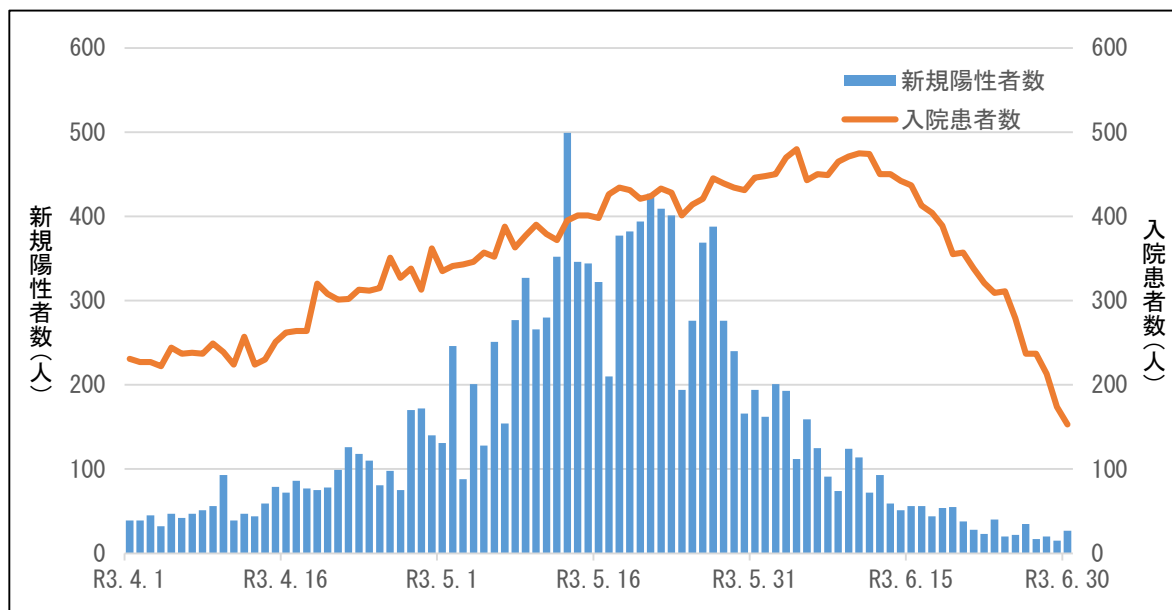
- 外出自粛の呼びかけや飲食店への時短・休業等の強い行動制限等を行い、結果として人流は抑制されたが、市民や事業者には長期間にわたり協力を求めることとなった。

○感染の再拡大に備え、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の体制構築が急務となった。

第4波（令和3年4月～6月）

(1) 市内の流行状況

- 高齢者が多く参加する集会等でのアルファ株によるクラスターが発生。その後、新規陽性者数が増加し、第4波が発生。
- 幅広い年代に流行が拡大したほか、医療機関や高齢者施設、障がい者施設、職場、学校、保育施設等でクラスターが発生した。
- 新規陽性者数の増加や医療機関でのクラスター発生により、病床がひっ迫する等医療提供体制への負荷がかかった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
感染の再拡大防止に向けた取組 (3/8～5/8)	【市民】 ○感染防止行動の実践 【事業者】 ○業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践、テレワークや時差出勤の推進等
札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策 (4/24～5/8)	【市民】 ○不要不急の外出自粛等 【事業者】 ○飲食店等の営業時間（5時～21時）、酒類提供時間（5時～20時）の短縮 ○テレワークや時差出勤の徹底（目標：6割）等 【学校】 ○学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 【公共施設】 ○一部夜間休館や利用制限等
まん延防止等重点措置 (5/9～5/15)	【市民】 ○不要不急の外出自粛、市外との不要不急の往来自粛等

	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館
<p>緊急事態宣言 (5/16～6/20)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（20時以降、日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業、その他の飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人かつ収容率：50%等） ○大規模商業施設等への休業・営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館
<p>まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛（一定の要件を満たせば、11時～19時は酒類提供可）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館

(3) 市の対応

【医療提供体制の拡充】

○検査体制の強化

- ・療養型医療機関への予防的スクリーニング検査を拡充。
- ・店舗型PCR検査受付システムの運用を開始。
- ・変異株（デルタ株）スクリーニング検査を開始。
- ・検査体制の更なる強化のため第3 PCR検査センターを開設。

○医療提供体制の整備

- ・医師看護師向け介護施設クラスター研修を開催。
- ・入院調整が整うまで一時的に陽性患者を受け入れる入院待機ステーションを開設。
- ・夜間の陽性者受入体制強化のため、医療機関の輪番制を開始。
- ・区感染症対策室を設置し、疫学調査や自宅療養者の健康観察を実施。
- ・在宅酸素等の医療を必要とする自宅療養者に対する往診・訪問診療を開始。
- ・自宅療養者への薬の処方、パルスオキシメーター貸与を拡充。
- ・医療従事者の心のケアや職務環境改善を支援。

【ワクチン接種の促進】

○接種体制の整備

- ・高齢者施設でのワクチン接種を開始。
- ・集団接種会場「札幌エルプラザ」「札幌パークホテル」にて高齢者（75歳以上）の方への優先接種（ファイザー社製）を開始。
- ・65～74歳の方への集団接種、高齢者施設等への巡回接種を開始。
- ・「北海道ワクチン接種センター」（ホテルエミシア札幌：北海道開設）にて集団接種（武田/モデルナ社製）を開始。
- ・「札幌市医師会館」にて集団接種（ファイザー社製）を開始。
- ・「札幌コンベンションセンター」にて集団接種（武田/モデルナ社製）を開始。
- ・市立札幌病院での土日診療時間外のワクチン接種を実施。
- ・基礎疾患を有する方への接種を開始。

○情報発信

- ・ワクチン接種に係る情報を集約したポータルサイト及びLINE公式アカウントにワクチン接種に係るメニューを開設。

【市民・事業者への協力要請等】

- 円山公園、平岡公園における花見期間の一部立入制限、豊平川河川敷でのバーベキュー利用及び各公園炊事広場の利用を中止。
- 市営地下鉄・路面電車の終電繰上げの実施（終電時刻30分繰上げ、運休便数各線3便）。
- 市有施設の原則休館。
- 主要観光施設のライトアップや繁華街の屋外広告等の夜間消灯の協力を依頼。
- 飲食店等に対する感染防止対策等に係る現地確認を実施。
- テレワーク推進サポートセンターの開設。
- 乗合バス事業者及びタクシー事業者に対する感染防止対策に係る支援金を支給。

- 市立小中学校において、登校不安の軽減に向け自宅での学習を可能にする取組を強化。
- 市内事業者向けに主な支援策に関するリーフレットを作成。
- 大学等の課外活動における感染症対策への補助制度を開始。

【広報、情報発信】

- 市長から市民の皆さまへのビデオメッセージを発出。
- 北海道知事、札幌市長、北海道医師会会長、札幌市医師会会長、北海道病院協会理事長、北海道看護協会会長と連名で、医療従事者からの緊急メッセージを発出。
- 北海道知事、札幌市長と連名で「ゴールデンウィーク」緊急メッセージを発出。
- 北海道知事、札幌市長、札幌市医師会会長、北海道医師会会長、北海道病院協会理事長、全日本病院協会北海道支部長、日本病院会北海道ブロック支部長、日本社会医療法人協議会北海道支部長、北海道看護協会会長と連名で、「札幌市医療非常事態宣言」を発出。
- 市内町内会や経済団体、各大学、短期大学等に対して文書を送付し、感染対策に係る注意喚起を実施。
- 市内各大学及び短期大学とオンライン会議を実施し、流行状況に関する情報提供や各大学・短期大学で実施している感染症対策等の意見交換を実施。
- 広報車の巡回や民間事業者の放送設備による外出自粛等に係る注意喚起を実施。
- 大通公園・創成川公園における集団での飲酒自粛等の声掛けを実施。
- 北海道日本ハムファイターズとの協力による差別偏見防止や感染防止啓発を実施。
- 緊急事態宣言の発令、外出自粛、市役所・区役所・市税事務所への来庁自粛の呼びかけ、来庁せずに可能な手続き等について、市公式ホームページ、チラシ・ポスター、大型ビジョン、文字放送等で情報を発信。
- キャンドルナイト×ブルーライトアップの取組（ステイホーム）を実施。
- 地下鉄駅の路面広告等やWEB広告での感染対策について注意喚起。

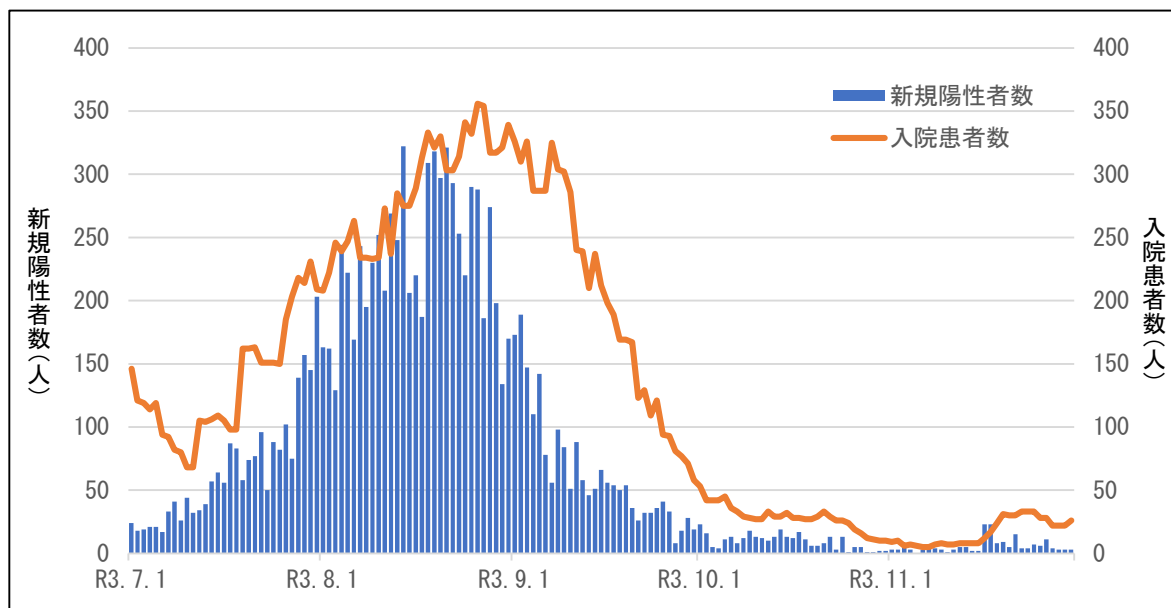
(4) 成果と課題

- アルファ株の影響により市内でも流行が拡大したことを受け、外出自粛の呼びかけや施設の休業等の強い行動制限等を行い、結果として人流は抑制された。
- 流行拡大に伴う入院患者の増加により医療提供体制に求められる業務量が著しく増加したが、入院待機ステーションの整備や区感染症対策室の開設等、体制を強化することにより、負荷の軽減に努め、対応した。
- 今後、より病原性の高いウイルスによる流行の拡大に備えるため、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の促進が急務となった。

第5波（令和3年7月～12月）

(1) 市内の流行状況

- 令和3年7月中旬からデルタ株による陽性者が市内で増加し、第5波が発生した。
- 職場や家庭内での感染が多くみられたほか、学校や飲食店等多くの人が集まる状況での感染事例が発生した。
- 50歳以下の年齢層の患者の割合が第4波までと比較して高まったが、一方でワクチンの接種が先行して進んでいた高齢者層の陽性者の割合は低下した。
- 8月下旬以降は、新規陽性者数は減少。その後、流行が落ち着いた期間が継続した。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
まん延防止等重点措置 (6/21～7/11)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の外出（日中、週末）、不要不急の都道府県間（特に緊急事態措置区域）との往来自粛等 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等の営業時間の短縮（5時～20時）、酒類提供の自粛（一定の要件を満たせば、11時～19時は酒類提供可）等 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人、収容率：大声有50%、大声無100%等） ○大規模商業施設等への営業時間短縮等 ○テレワークや時差出勤等の徹底 <p>【交通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下鉄・市電における終電の繰上げ等 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校行事の中止・延期・縮小、学校が必要と判断する場合を除く部活動の原則休止等 <p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則休館

<p>夏の再拡大防止特別対策 (7/12～8/1)</p>	<p>【市民】 ○感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出、市外との往来自粛等</p> <p>【事業者】 ○テレワークや時差出勤等による人と人との接触機会低減</p> <p>【学校】 ○部活動における感染防止対策の徹底 ○各競技団体ガイドラインに基づかない対外試合等の自粛(7/26～)</p> <p>【公共施設】 ○感染防止対策の徹底 ○市民の健康維持・子どもの健全な成長促進に必要な施設を除き原則休館(7/26～)</p>
<p>重点地域 (7/12～8/1)</p>	<p>【事業者】 ○飲食店等の営業時間(5時～21時)、酒類提供時間(11時～20時)の短縮 ※酒類提供について、利用者4人以内、アクリル板設置等の一定の要件有(7/26～)</p> <p>○イベント開催制限(人数上限:5,000人以下または収容人数50%(10,000人以内)、収容率:大声有50%・無100%、営業時間:21時まで) ※全国的な移動が見込まれるイベントは慎重に開催を判断(7/26～)</p> <p>○主要観光施設のライトアップや繁華街の屋外広告等の夜間消灯(21時以降)</p>
<p>まん延防止等重点措置 (8/2～8/26)</p>	<p>【市民】 ○日中を含めた不要不急の外出(特に週末)・都道府県間の移動・路上、公園等における集団での飲酒等の自粛等</p> <p>【事業者】 ○テレワーク等による出勤者数の7割削減・接触機会の低減に向けたローテーション勤務等の推進</p> <p>○飲食店等における営業時間の短縮(5時～20時)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛</p> <p>○飲食店等以外の施設への要請 ・大規模小売店、百貨店、パチンコ屋等(営業時間:20時まで、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛) ・劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等(営業時間:20時まで(イベント開催:21時まで)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、人数上限:5,000人以下、収容率大声有50%(大声無100%)以内)</p> <p>○イベント開催制限(人数上限:5,000人以下、収容率:大声有50%、大声無100%以内、営業時間:21時まで)</p> <p>○主要観光施設等のライトアップや繁華街屋外広告の20時以降の夜間消灯</p> <p>【交通】 ○市営交通における終電の繰り上げ ○主要ターミナルにおける検温の実施</p> <p>【学校】 ○学校行事を中止・延期・縮小</p> <p>【公共施設】</p>

<p>緊急事態宣言 (8/27～9/30)</p>	<p>○原則休館</p> <p>【市民】 ○日中を含めた不要不急の外出(特に20時以降、週末)・都道府県間の移動・路上、公園等における集団での飲酒等の自粛</p> <p>【事業者】 ○在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇の取得促進等による出勤者数の7割削減・20時以降の勤務抑制、時差出勤等による接触機会低減の強力な推進</p> <p>○飲食店等への営業時間短縮等 ・酒類(店内持込含む)又はカラオケ設備を提供する飲食店の休業 ・上記以外の飲食店の営業時間：5時～20時</p> <p>○飲食店等以外の施設への要請 ・大規模小売店、百貨店、パチンコ屋等(営業時間：5時～20時、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、土日におけるセールや集客イベントの自粛(1,000㎡超の施設)) ・劇場、集会場、ホテル、体育館、博物館等(営業時間：5時～20時(イベント開催：21時まで)、酒類提供・カラオケ設備利用の自粛、5,000人以下かつ収容率50%)</p> <p>○イベント開催制限(人数上限：5,000人以下かつ収容率：50%、営業時間：21時まで)</p> <p>○主要観光施設等のライトアップや繁華街屋外広告の20時以降の夜間消灯</p> <p>【交通】 ○市営交通における終電の繰り上げ、主要ターミナルにおける検温の実施</p> <p>【学校】 ○部活動の原則休止、学校行事の中止・延期・縮小</p> <p>【公共施設】 ○原則休館</p>
<p>秋の感染再拡大防止特別対策 (10/1～10/31)</p>	<p>【市民】 ○感染リスクを回避できない場合、市外との不要不急の往來自粛(10/1～10/14)</p> <p>【事業者】 ○飲食店等への要請 営業時間5時～20時(酒類提供は19時30分まで) ただし、第三者認証店は営業時間5～21時(種類提供は20時まで)(10/1～10/14) ・同一グループの同一テーブルへの案内は4人以内</p> <p>○イベント開催についての要請(人数上限：5,000人以下または収容人数50%(10,000人以内)、収容率：大声有50%・大声無100%以内)</p> <p>【学校】 ○部活動における感染防止対策の徹底</p>
<p>冬の感染拡大防止に向けて (11/1～11/29)</p>	<p>【市民】 ○三密の回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践</p> <p>【事業者】 ○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得</p>

	<p>○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内）</p> <p>【学校】</p> <p>○全ての教育活動における感染防止の取組の実施</p>
<p>年末年始における感染拡大防止に向けて（11/30～1/6）</p>	<p>【市民】</p> <p>○三密の回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践</p> <p>【事業者】</p> <p>○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得</p> <p>○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内）</p> <p>※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内）</p> <p>【学校】</p> <p>○全ての教育活動における感染防止の取組の実施</p>

(3) 市の対応

【医療提供体制の拡充】

- 妊婦の陽性患者への医療提供体制（入院対応と外来診察）を整備。
- 自宅療養者の外来診療や入院受入待ちのため第2入院待機ステーションを開設。
- 医療機関における抗体カクテル療法の集中的投与体制を整備。
- 区感染症対策室の業務を再開。
- 第5波の医療提供体制に係る重点医療機関向けWEB会議を実施。
- 抗体カクテル療法の体制整備・自宅療養者の外来診療実施のため第1入院待機ステーションを再開。
- 精神科の陽性患者への医療提供体制を整備。
- 重点医療機関での中和抗体薬投与体制を再整備。
- 高齢者入所施設・介護施設等に対し、クラスター発生防止を目的とした新型コロナウイルス感染症対策訪問支援事業を実施。
- 第4・5波の医療提供体制強化の変遷や高齢者ワクチン効果等のデータを重点医療機関等へ情報共有。

【ワクチン接種の促進】

- 基礎疾患を有する方のワクチン接種を開始。
- 職域接種の制度を活用してワクチン接種会場を設置する中小企業者等に対する新たな資金制度を創設。
- 15歳以上を対象にワクチン接種に係るインターネットアンケートの実施。
- すすきの地区での職域接種に先立ち、ワクチンに関する相談会やセミナーを実施。
- 優先接種対象者のワクチン接種を開始。
- ワクチン一般接種を開始。
- ワクチン集団接種会場（4か所目）を開設。
- 各区民センターでの集団接種会場を開設。
- 12～64歳のワクチン集団接種を開始。

- 妊娠中の方のワクチン優先接種を実施。
- 札幌コンベンションセンター会場での予約なしワクチン接種を実施。
- ワクチン接種を促進するため、ワクチン未接種者へ文書を発送。
- 札幌パークホテル会場での金曜日夜間の最終受付時間を延長。

【市民・事業者への協力要請等】

- 市内においてコールセンター業務を行う事業者に対し、新型コロナウイルス感染症対策訪問支援事業の実施。
- 市テレワーク導入補助金いますぐテレワーク特例枠受付を実施。
- 市テレワーク導入補助金第2期受付を実施。
- 北海道とともに営業時間短縮・休業要請に伴う市内飲食店等への見回り・行政指導を実施。
- 市有施設における感染防止対策の徹底。
- 市有施設の原則休館（市民の健康維持・子どもの健全な成長促進に特に必要な施設を除く）。
- 市有施設の原則休館（市民生活に極めて重大な支障が生じる施設、予約済みで延期等が極めて困難な場合を除く）。
- 市営地下鉄、路面電車の終電繰り上げ実施。
- 経済団体等に対し、市内事業者へ感染防止対策の徹底等について周知するよう要請。
- 市内大学・短期大学に対して感染防止対策の徹底や学生に向けた注意喚起を要請。
- 職場での陽性者の発生に備えた平時からの準備について周知。

【広報・情報発信】

- 緊急事態宣言に係る注意喚起についてポスターを地下鉄大通駅に掲出。
- すすきの地区の民間事業者の放送設備にて、感染防止の啓発等を実施。
- チ・カ・ホ大型ビジョンでの、「緊急事態宣言」、「緊急事態解除後の注意喚起」、「まん延防止等重点措置」、「秋の再拡大防止特別対策」、「再拡大防止」に係る市長メッセージ動画、差別・偏見の撲滅を訴える動画等を放映。
- 出勤者数削減等の感染防止の取組に関し、経済界、北海道知事、市長によるオンライン懇談会を実施。
- 政府が実施する空港における無料PCR・抗原検査を周知。
- 大通公園・創成川公園における巡回・声かけ・電光掲示板設置・園内放送による外飲み自粛の注意喚起を実施。
- 日本郵便と連携し、市内小学生が作成した絵手紙の応援メッセージを医療機関に届ける取組を実施。
- 経済団体等に対し流行状況を情報提供し、感染防止対策の徹底や市内事業者へ感染防止対策の徹底、ワクチン接種等についての周知を要請。
- イオン北海道及び郵便局へ、警戒継続の注意喚起に係るポスター掲出を依頼。
- 飲食時以外のマスク着用（マスク飲食）呼び掛けのため、飲食店向けに卓上ミラー付き啓発POPを配布。
- ハロウィーンにおける街頭啓発を実施。

- 「いい医療の日：11月1日」における医療従事者等への感謝と応援として、市内各所におけるブルーライトアップと大通駅SAPPORO SNOW VISIONによるPR映像の放映を実施。

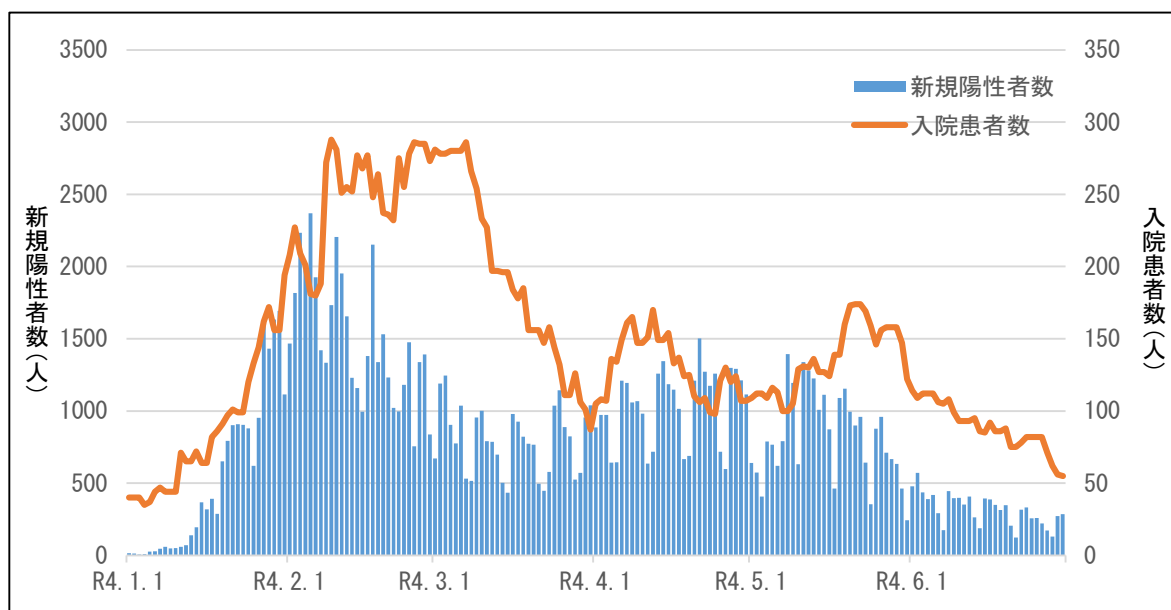
(4) 成果と課題

- デルタ株の影響により、他都市では過去最大規模の流行拡大となった中、強い行動制限を早期に実施し、結果として人流は抑制された。
- 医療提供体制の強化を行った結果、第4波で生じたような医療のひっ迫には至らなかった。
- 今後、より強毒化したウイルスによる流行の拡大に備えるため、外来診療体制の整備や民間の医療機関での対応等、医療提供体制の更なる強化やワクチン接種の促進が急務であった。

第6波（令和4年1月～6月）

(1) 市内の流行状況

- 令和4年1月4日に市内への帰省者からオミクロン株を検出。その後、若年層を中心とした急速な流行拡大が見られ、同年1月からオミクロン株による第6波が発生した。
- 1月下旬以降は、高齢者や10代以下の感染割合が増加。学校や医療機関、高齢者施設等での集団感染が多数見られた。
- 新規陽性者数は3月下旬以降緩やかな上昇に転じたが、5月中旬から6月下旬までの間は減少傾向となった。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
冬期間における感染拡大防止に向けて (1/7～1/26)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○三密回避や人と人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気等の基本的感染防止行動の実践 ○感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等における第三者認証制度の認証の取得 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人以下または収容人数50%、収容率：大声有50%・大声無100%以内） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率：100%以内） <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全ての教育活動における感染防止の取組の実施
まん延防止等重点措置 (1/27～3/21)	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不要不急の都道府県間の移動の自粛、感染に不安を感じる無症状の方は検査を受検 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等への要請

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三者認証店 <ul style="list-style-type: none"> ① 営業時間 5 時～21 時、酒類提供 11 時～20 時 ② 営業時間 5 時～20 時、酒類提供を行わない ・ その他の店 <ul style="list-style-type: none"> 営業時間 5 時～20 時、酒類提供を行わない ・ 同一グループの同一テーブルへの案内は 4 人以内 ○ イベント開催制限 (人数上限：5,000 人以下、収容率：大声有 50%・大声無 100%以内) ※ 感染防止安全計画を策定する場合 (人数上限：20,000 人以下、収容率：100%以内) ・ 営業時間 21 時まで、酒類提供 20 時まで ○ 飲食店以外の施設 (特に大規模な集客) <ul style="list-style-type: none"> ・ 入場者の整理、感染対策実施しない者の入場禁止等 ・ カラオケ設備利用時の換気等の感染対策の徹底 ○ テレワークの活用や休暇取得、時差出勤等の促進 ○ BCP の点検・策定等、事業継続のための準備 【学校】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 修学旅行、宿泊学習等では、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討 ○ 部活動は活動を厳選し感染対策を徹底
<p>年度末、年度始めにおける再拡大防止対策 (3/22～4/17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 三密回避や人と人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気といった基本的な感染防止行動の実践 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○ イベント開催制限 (人数上限：5,000 人または収容定員 50%、収容率：大声有 50%、大声無 100%) の要請 ※ 感染防止安全計画を策定する場合 (人数上限：収容定員まで、収容率 100%以内) 【保育所・高齢者施設等】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン 3 回目接種等が進むよう配慮 【学校】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育活動等における感染防止対策の徹底
<p>春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い (4/18～5/26)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 【市民】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 3 つの行動の実践 <ul style="list-style-type: none"> ① 普段から、三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ② 飲食では、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用 ③ 感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○ イベント開催制限 (人数上限：5,000 人または収容定員 50%、収容率：大声有 50%、大声無 100%) の要請 ※ 感染防止安全計画を策定する場合 (人数上限：収容定員まで、収容率 100%以内) 【保育所・高齢者施設等】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン 3 回目

	<p>接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】</p> <p>○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>
<p>感染拡大防止に向けた 道民の皆様へのお願い (5/27～8/9)</p>	<p>【市民】</p> <p>○3つの行動の実践</p> <p>①普段から、三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底</p> <p>②飲食では、短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用</p> <p>③感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検</p> <p>【事業者】</p> <p>○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守、イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%）の要請</p> <p>※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内）</p> <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <p>○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】</p> <p>○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>

(3) 市の対応

【医療提供体制】

- 積極的疫学調査の対象施設を医療機関や高齢者施設等へ重点化。
- 区感染症対策室を再設置し、自宅療養者の健康観察業務等を実施。
- 陽性者の同居者に限り、濃厚接触者が有症状となった場合、医療機関の医師の判断で検査を行わず臨床症状で診断が可能となる「みなし陽性」を導入。
- ホームページ上で質問に答えることで適切な受診先等を確認できる「WEB7119」を開設。
- 高齢者施設等職員向けにスクリーニング検査を実施。
- 診療・検査体制を拡充するため、発熱外来の追加募集を実施。
- 陽性が判明者への告知の連絡から療養方法の判定までを円滑に進めるための療養判定アプリ「こくちまる」を導入。
- 自宅療養者の救急診療や入院待機に伴う医療提供のため第3入院待機ステーションを開設。
- 濃厚接触者等に指定された保育士の早期職場復帰の支援として、保育士向け抗原定性検査無料検査所を設置。
- 有症状で低リスク者を対象に、医療機関等で外来診療前に抗原検査キットを配付する事業を実施。
- 体調不良となった高齢者施設利用者等を対象に使用する抗原検査キットを配付する事業を実施。
- 陽性となった市民が、自ら症状等を入力することで、保健所からの連絡を待つことなく、

すみやかに療養判定ができる「療養判定サイト」を開設。

- 検査キットの写真、本人情報や健康状態等、登録された情報をもとに電子メールで療養方法等を通知する「陽性者登録センター」を開設。
- 体調面に不安を感じる自宅療養者の健康相談等に対応できる電話相談窓口「陽性者サポートセンター」を開設。
- 夜間急病センターにおいて小児のコロナ陽性患者の救急外来受入を開始。
- 軽症者向けに薬局から抗原検査キットを配付する事業を開始。
- 入院待機ステーションにおいて陽性者外来診療を開始。

【ワクチン接種】

- 追加接種について、2回目からの接種間隔を前倒し（8か月→6か月）。
- 集団接種会場「各区民センター会場」、「札幌サンプラザ会場」にて追加接種開始。
- 接種券が届いていない方等への接種（接種券なし接種）の実施。
- 5～11歳の方への1、2回目接種の開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ会場」、「各区民センター会場」にて予約なしの接種開始。
- 集団接種会場「札幌エルプラザ会場」にて12～17歳の追加接種開始。
- 医療機関及び集団接種会場への来場が難しい個人、小中規模団体を対象とした訪問接種事業開始。
- 集団接種会場「札幌市医師会館」、「各区民センター」、「札幌サンプラザ」において、企業や大学等を対象とした団体接種の申込受付を開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ会場」にて接種券なし接種を開始。
- 集団接種会場「札幌グランドホテル」にて3回目接種開始、札幌駅前通地下歩行空間に「予約なし接種特設窓口」を開設。
- 集団接種会場「各区民センター（北区を除く）」、「札幌サンプラザ」、「札幌市医師会」において4回目接種を開始。
- 集団接種会場「札幌エルプラザ」にて18歳以上の3回目接種を開始。
- 1、2回目に職域接種を実施し、3回目未実施の企業・団体に北海道と連名で新型コロナウイルスワクチン訪問接種事業のお知らせを通知。

【市民・事業者への協力要請等】

- 「まん延防止等重点措置」、「年度末、年度初めにおける再拡大防止対策」、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」に伴い、市内大学・短期大学・経済団体等に対して、流行状況の情報提供、感染防止対策の周知・徹底を要請。
- 花見期間中、円山公園の火気使用エリア設定中止及び開花エリアでのシートを広げての飲食・宴会自粛を要請。
- 平岡公園の梅まつり中止及び宴会自粛要請。
- 市長のTV出演により市民への感染対策実施を呼びかけ。
- 市長記者会見で市民への感染対策実施を呼びかけ。
- 市長メッセージ動画により市民への感染対策実施を呼びかけ。

【広報・情報発信】

- 市公式ホームページにて発熱外来の当日の受付状況を公表開始。

- 「道内初の新型コロナ患者発症の日：1月22日」における医療従事者等への感謝と応援の啓発として、市内各所におけるブルーライトアップ、市長からのメッセージ発信を実施。
- 「まん延防止等重点措置」、「まん延防止等重点措置解除後の再拡大防止対策」、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」についてチ・カ・ホ大型ビジョン等で啓発。
- すすきの地区における民間事業者の放送設備にて、感染防止の啓発等について呼び掛けを実施。
- 関係団体協力の下、広報車の巡回による感染防止等の注意喚起を実施。
- 北海道芸術デザイン専門学校と制作した感染対策に係る若年層向け啓発映像を市公式ホームページで公開し、チ・カ・ホ大型ビジョン等で放映。
- 「医者の日：3月30日」における医療従事者等への感謝と応援の啓発として、市内各所でのブルーライトアップ、市長からのメッセージ発信を実施。
- ワクチンの接種について大型ビジョンで啓発。
- 「看護の日：5月12日」における医療従事者等のエッセンシャルワーカーへの感謝と応援の啓発として、市内各所におけるブルーライトアップを実施。
- 北海道と共同で地下鉄中吊りにワクチン接種の啓発広告を掲出。
- 北海道日本ハムファイターズと連携した「エッセンシャルワーカーへの感謝応援キャンペーン」として、啓発ポスターや動画を作成し、チ・カ・ホの柱巻き広告や、区役所、地下鉄駅構内等、市内各所に掲出。
- YouTubeにて、専門家によるワクチン解説動画を配信。
- 北海道新聞紙面に4回目接種に係る手続きを説明する広告を掲出。
- 市内のワクチン接種実施医療機関に4回目接種における手続きを説明するポスターの掲示を依頼。
- 訪日旅行再開に併せ、旅行業者、観光事業者に向けた情報を市公式ホームページで発信。
- 地下鉄中吊り、北海道中央バスのバス車内に4回目接種に係る手続きを説明する広告を掲出。

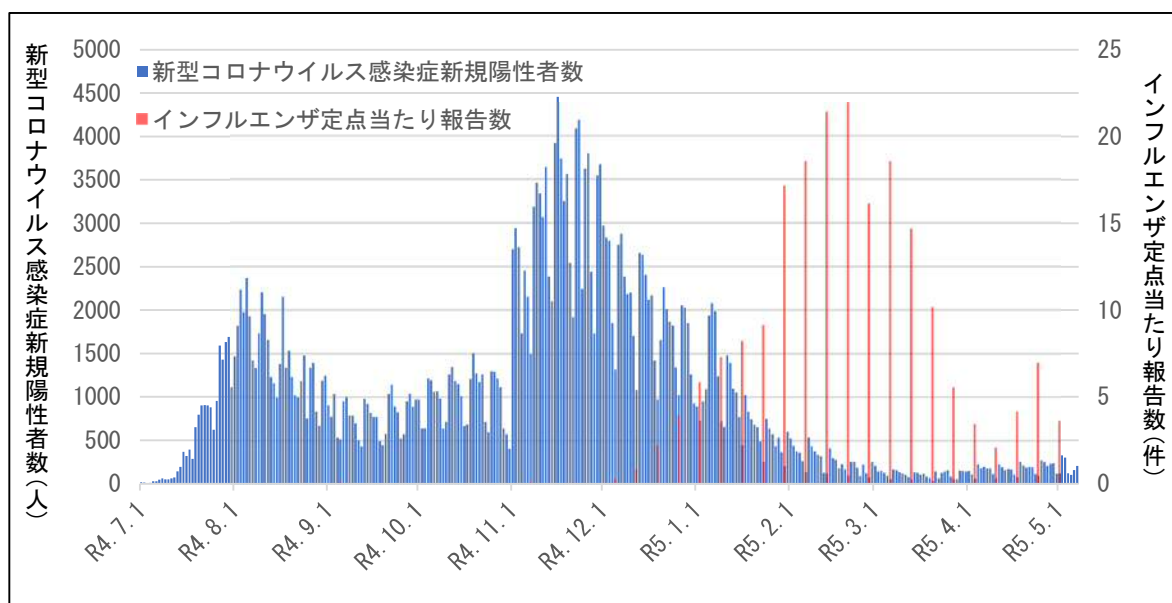
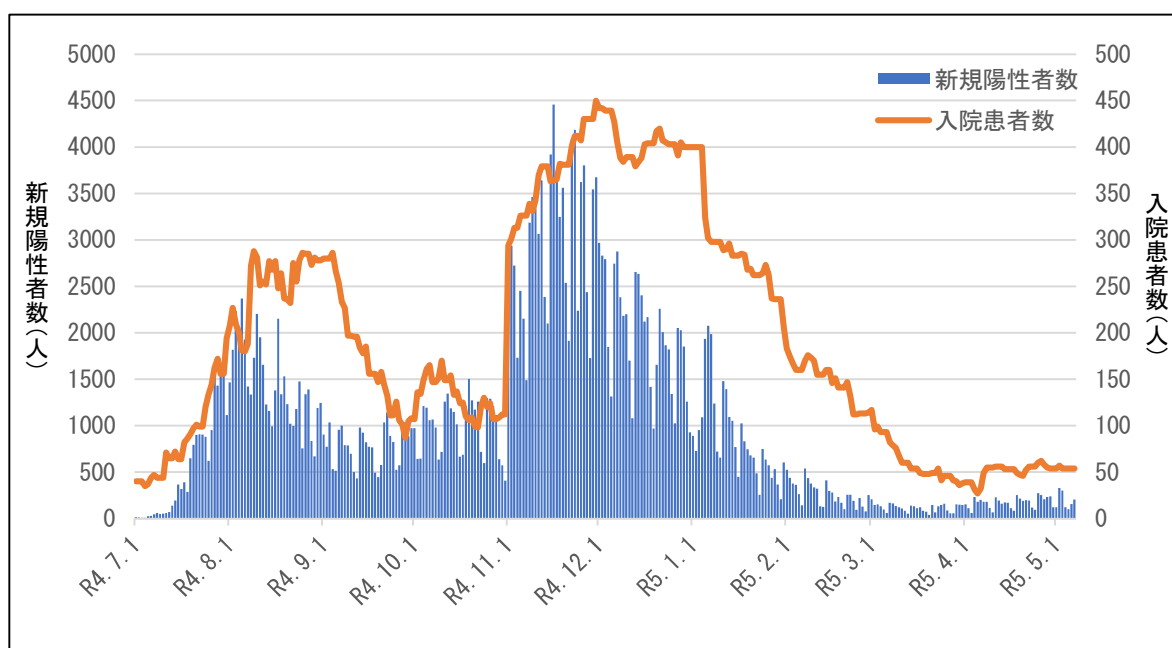
(4) 成果と課題

- オミクロン株により、かつてない規模の流行の拡大が生じ、疫学調査の重点化や自宅療養の拡大といった医療提供体制の見直しを行い、保健所の業務ひっ迫、崩壊を防ぐことができたが、陽性者を自宅療養へ導く保健所・医療提供体制の構築が急務となった。
- ウイルスの弱毒化に伴い、今後は感染対策を講じながらイベントを再開する等、日常生活回復に向けた取組が可能な状況となった。

第7波（令和4年7月～9月）・第8波（令和4年10月～）

(1) 市内の流行状況

- 7月に入りオミクロン株のBA.5系統の陽性者が増加し、第7波が発生した。
- 幅広い年齢層で流行が拡大したほか、医療機関や高齢者施設等での集団感染も発生し、医療へ強い負荷がかかった。
- 8月中旬には減少に転じたものも9月中旬頃から下げ止まり、10月下旬頃には再び増加に転じ、第8波が発生。
- 11月16日には、過去最高の4,456人の新規陽性者が発生したが、11月以降は減少傾向が続いた。
- 3シーズンぶりにインフルエンザが流行を初め、令和5年2月にはインフルエンザ流行注意報が発令された。



(2) 北海道の措置

北海道の措置（期間）	措置の概要（札幌市内）
<p>夏の感染拡大防止パッケージ ※BA. 5 対策強化宣言 (8/10～8/31)</p>	<p>【市民】 ○基本的な感染防止行動の徹底と感染への備えを実践、ワクチン接種の検討 ・三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ・感染に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意 ・飲食では、短時間、深酒せず、大声を出さず、会話時はマスクを着用 ・感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検</p> <p>【事業者】 ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） ○BCPの策定、点検等、事業継続に支障が起きないための必要な取組の実施</p> <p>【保育所・高齢者施設等】 ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】 ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>
<p>医療のひっ迫と感染の拡大防ぐ取組 ※BA. 5 対策強化宣言 (9/1～9/30)</p>	<p>【市民】 ○基本的な感染防止行動の徹底と感染への備えを実践、ワクチン接種の検討 ・三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ・感染に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意 ・飲食では、短時間、深酒せず、大声を出さず、会話時はマスクを着用 ・感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検</p> <p>【事業者】 ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） ○BCPの策定、点検等、事業継続に支障が起きないための必要な取組の実施</p> <p>【保育所・高齢者施設等】 ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮</p> <p>【学校】 ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底</p>

<p>全数届出の見直しに対応した取組の推進 (10/1～12/14)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染防止行動の徹底と感染への備えを実践 <ul style="list-style-type: none"> ・三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気の徹底 ・感染に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意 ・飲食では、短時間、深酒せず、大声を出さず、会話時はマスクを着用 ・感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず検査を受検 ○ワクチン接種の検討 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%） <ul style="list-style-type: none"> ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） ※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率上限（大声有エリア50%・大声無エリア100%） ○BCPの策定、点検等、事業継続に支障が起きないための必要な取組の実施 <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底
<p>年末年始における感染拡大防止に向けて (12/15～1/12)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策（三密回避・手指消毒・適切なマスクの着脱、換気等）を再徹底 ○帰省前及び帰省先から戻った際や高齢者や基礎疾患のある方と接する場合の検査受検 ○オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討 ○日頃から体温計、解熱剤、食料品、日用品、検査キットの準備 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%） <ul style="list-style-type: none"> ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） ※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率上限（大声有エリア50%・大声無エリア100%） ○BCPの策定、点検等、事業継続に支障が起きないための必要な取組の実施 <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底

<p>冬の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い (1/13～3/12)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策（三密回避・手指消毒・適切なマスクの着脱、換気等）を再徹底 ○無症状で感染に不安を感じる場合や高齢者や基礎疾患のある方と接する場合の検査受検 ○オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討 ○日頃から体温計、解熱剤、食料品、日用品、検査キットの準備 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等について感染防止対策チェックリスト項目遵守 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：大声有50%、大声無100%） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） ※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率上限（大声有エリア50%・大声無エリア100%） ○BCPの策定、点検等、事業継続に支障が起きないための必要な取組の実施 <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育活動等における感染防止対策の徹底
<p>道民の皆様へのお願い (3/13～5/7)</p>	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策（三密回避・人との距離の確保・手指消毒・換気等）を実践 ○マスク着用は個人の判断が基本 ○無症状で感染に不安を感じる場合の検査受検 ○オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討 ○日頃から体温計、解熱剤、食料品、日用品、検査キットの準備 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等において感染防止対策チェックリスト項目に基づく対策を実施 ○イベント開催制限（人数上限：5,000人または収容定員50%、収容率：100%以内） ※感染防止安全計画を策定する場合（人数上限：収容定員まで、収容率100%以内） <p>【保育所・高齢者施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員の体調管理を徹底、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮 <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基本的な感染対策を行った上で、通常の学校教育活動等を実施

(3) 市の対応

【医療提供体制】

- 医療機関による陽性患者の夜間救急受入の輪番制対応を実施。

- 入院待機ステーションにおける救急受入・陽性者外来診療を実施。
- 高齢者施設及び障がい者施設職員へのスクリーニング検査を実施。
- 健康観察アプリ「こびまる」の送付対象者を自宅療養と判定者から、ほぼすべての陽性者へ拡大。入力内容に基づき療養判定及び療養期間の目安が表示されるよう改修。
- 入院受入医療機関の協力により、要介護の高齢者病床を拡充。
- 入院受入医療機関等におけるエバシエルトの投与体制を整備。
- 自宅療養者が必要な情報をわかりやすくまとめた「療養ナビ」を市公式ホームページ上に公開。
- 「療養判定サイト」を健康観察の補助を目的とした「問診サイト」に改修。第8波では、問診サイトを廃止し、HER-SYSによる健康観察に移行。
- 新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行における医療逼迫を回避するため、札幌市医師会の協力により小児ドライブスルー発熱外来を設置

【ワクチン接種】

- 新型コロナウイルスワクチン訪問接種事業の対象年齢を12歳以上から5歳以上に拡大。
- 北海道主催の札幌大学における新型コロナウイルス関連の大学生向けセミナーにおいて学生、教職員及び近隣住民への訪問接種を実施。
- 集団接種会場「札幌グランドホテル」にて3、4回目接種を開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ」にて予約なし接種を開始。
- 集団接種会場「各区民センター（北区を除く）」にて、3、4回目接種、予約なし接種を開始。
- 集団接種会場「札幌市医師会館」にて、武田社製ワクチン(ノババックス)の接種を開始。
- 集団接種会場「中央区民センター会場」、「清田区民センター会場」にて予約なし接種を開始。
- 市内医療機関にて、5～11歳の小児に対する3回目接種、オミクロン株対応ワクチン接種、武田社製ワクチン(ノババックス)の接種、生後6か月～4歳の乳幼児に対する接種を開始。
- 4回目接種の対象者で未接種の方に対して、オミクロン株対応ワクチン接種の案内文を送付。
- 新型コロナウイルスワクチン訪問接種事業において、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始。
- 集団接種会場「札幌サンプラザ」、「札幌エルプラザ」、「札幌市医師会」、「札幌時計台ビル」、「札幌駅前北口(TKP札幌駅カンファレンスセンター)」にて、オミクロン株対応ワクチンの接種を開始。
- 集団接種会場「札幌エルプラザ」にて、小児(5～11歳)の接種を開始。
- 令和5年5月8日から、初回接種を終了した①高齢者②5～64歳で基礎疾患を有する方③医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に接種対象を限定した形で、「令和5年春開始接種(オミクロン株対応ワクチン)」を開始
- 「令和5年春開始接種」終了後は、令和5年9月から初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象に実施する「令和5年秋開始接種(ワクチン未定)」が予定されている。

【市民・事業者への協力要請等】

- BA. 5対策強化宣言に位置付けられる、道の「夏の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」、「医療のひっ迫と感染拡大の防止に向けた道民の皆様へのお願い」発出に伴い、経済団体等へ流行状況を情報提供の上、感染防止対策の徹底について市内事業者への周知を要請。
- 市長記者会見で市民に対する感染対策の実施を呼びかけ。
- 市長メッセージ動画により市民に対する感染対策実施を呼びかけ。

【広報、情報発信】

- 罹患後症状(いわゆる後遺症)に対応可能な医療機関の情報、自宅療養者に対する電話診療・オンライン診療を行う医療機関の一覧を市公式ホームページで発信。
- 「福祉協賛さっぽろ大通ビアガーデン」、「さっぽろオータムフェスト2022」、「21st ミュンヘンクリスマス市 in Sapporo」における感染対策の支援として、実行委員会へ感染対策に係るイラストデータを提供。
- 札幌市医師会との共催で、市内医療機関の医師や看護師に対して感染対策に係るオンラインセミナーを実施。
- 救急要請のひっ迫に伴う救急車の適正利用に係る注意喚起について、報道機関へ協力要請。
- 標語とイラストを組み合わせた感染対策の啓発動画を作成し、市内大型ビジョンにて公開。
- 北海道で活躍するアイドルグループ「FRUiTY」、「One of one Love」が出演するワクチン接種の啓発動画を作成し、札幌市広報部公式YouTubeチャンネルや市内大型ビジョンにて公開。
- 医療従事者等への感謝と応援の啓発として、市内各所におけるブルーライトアップを実施。
- 下水中のウイルスを検査・監視する「下水サーベイランス」に係る調査結果を市公式ホームページにて公開。
- 札幌市小児科医会との共催で小児患者への医療提供に係るオンラインによるセミナーを実施。
- 「エッセンシャルワーカーへの感謝応援キャンペーン」として、市民から寄せられた感謝応援メッセージ入りのポスターを作製し、市内の医療機関、高齢者施設等へ送付。
- 北海道日本ハムファイターズと連携し、啓発用のポケットティッシュを作成し、「さっぽろオータムフェスト2022」会場や市役所、区役所、保健所、集団接種会場等で配布。

(4) 成果と課題

- コロナの弱毒化や治療薬の普及といったこれまでとの状況の変化に対応するため、あらかじめ今後の流行期に備えた保健所・医療提供体制を構築し、適切に運用したことにより、第7波の爆発的な流行拡大の中でも医療を継続することができた。
- また、社会経済活動と感染対策を両立するための対策として、行動制限を行わずに基本的な感染対策の徹底を呼びかける必要があったが、コロナの長期化に伴い、感染対策に

係る意識を持続させる啓発や、若年層への啓発が課題となった。

- 第8波においては、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に向けた外来診療体制等の整備が急務であったが、市内薬局の協力による抗原検査キットの無料配布事業や、札幌市医師会及び市内医療機関の協力による外来診療体制の拡充等により、体調不良者のリスクに応じた適切な医療体制を確保することができた。
- 令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けがインフルエンザと同等である5類に位置付けられることが決まったことから、幅広い医療機関で外来診療が可能となる体制や、入院の調整の際、保健所を介さず医療機関間で調整を行う体制等、これまでの枠組みからの円滑な移行が課題となった。

4 取組検証

(1) 実施体制

① 感染症対応業務に係る体制整備

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○保健所体制の強化・整備（保健所職員の増員、医療対策室の設置、全庁から保健所への応援職員の派遣、区感染症対策室の設置等）○危機管理局の統括による全庁一体となった感染症対策の推進（札幌市感染症対策本部会議及び札幌市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）の運営等）○札幌市感染症対策本部感染症対策検討・実施アドバイザーの委嘱○札幌市危機管理局参与（感染症対策担当）の任用○札幌市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の設置
振り返り
<ul style="list-style-type: none">○初動期において、保健所は医療・保健分野に係る現場対応と対策本部の運営等の全庁統括的な役割の両方を担っていたが、当時の体制で両方の業務をこなすのは負担が過大であったため、余力のない疲弊した状況にあった。○このため、保健福祉局から危機管理局（旧 危機管理対策室）に移管した感染症対策室において、市対策本部会議や専門家会議の運営、感染対策に係る庁内外の調整等の統括業務を担い、保健所に設置した医療対策室において医療・保健分野の業務を担う等、役割分担を図ることで、感染症対策を推進してきた。○流行の拡大と収束が繰り返される3年超の間に、感染規模やウイルスの性質、治療薬やワクチンの開発、社会経済情勢等も含めた新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境も変化してきたが、都度、専門家等の協力を得ながら、保健所を中心に組織体制や業務を見直し、適正化を図ることで、感染症対策と社会経済活動の両立に取り組んできた。○感染対策に関する助言等を目的として、外部医師を感染症対策検討・実施アドバイザーとして委嘱し、感染症専門医を危機管理局参与として任用したほか、専門家会議を設置し、これらの外部専門家からの助言を得て、市としての取組を検討してきた。
今後に向けて
<ul style="list-style-type: none">○平時における感染症対応は、保健所が実施するものであるが、今回の新型コロナウイルス感染症のような社会全体に幅広く多大な影響を及ぼすレベルの事象に対しては、有事対応として全庁体制へ迅速に切り替えることができるよう体制を整備しておくことが重要である。○新型コロナウイルス感染症に係る対応において確立した医療機関との連携体制や検査体制、医療用物資の備蓄等の維持・強化を平時から推進するとともに、保健所における感染症対応力の底上げを図り、これらの取組を保健所設置市に策定が義務化される感染症予防計画^{*1}に反映する。○有事の際の初動対応の強化に向けては、今回の経験を踏まえ、国内外の流行状況やウイルスの特性等を考慮し、平時から有事への体制移行の条件やタイミング、その他必要な

対応を整理のうえ、新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）※²を改定する。

○有事体制への移行後も、状況の変化に応じて柔軟かつ迅速な対応が必要となることから、新型コロナウイルス感染症に係る対応の実績を礎に、新興・再興感染症にも対応できるよう、上記予防計画等の策定等に加え、実用的マニュアル等の整備に取り組む。

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、厚生労働大臣が定める感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針に基づき、都道府県が策定する感染症予防のための施策の実施に関する計画。令和6年度からは新たに保健所設置市も策定が義務化される。

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、政府、都道府県及び市町村がそれぞれの役割に応じて策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

（参考）組織図（令和3年4月時点）



② 有事における通常業務に係る体制整備

主な取組

- 流行状況等に応じた市民サービス・庁舎管理体制の整備（窓口の混雑緩和、外勤自粛、庁舎内の感染症対策等）
- 流行の拡大の防止や行政機能の維持を図ることを目的として、職員の勤務体制を整備（在宅勤務・時差出勤の導入）
- 感染規模に応じた保健所への応援体制強化や出勤できない職員の急増に備え、札幌市業務継続計画（新型インフルエンザ（強毒）編）（以下「BCP」という。）の発動に準じた対応の実施

振り返り

- ウイルスの性質が未知であった初動期や流行の拡大期には、国における新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の発令や新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の公示に伴い、市民や事業者に強い行動制限を課し、人流抑制を図ることとなった。
- こうした状況下において、各種手続のオンライン・郵送対応の推進等により窓口の混雑緩和を図るとともに、庁内の感染症対策を強化することにより、安全・安心に市民サービスが提供できる体制づくりに取り組んできた。
- 併せて、人流抑制や通勤時等の混雑緩和を図るため、在宅勤務・時差出勤の運用やBCPの発動に準じた対応を行った。その際、市民生活への影響を最小限にする視点から、必要不可欠な平常業務の執行と保健所体制強化の両立を図った。

今後に向けて

- 流行の拡大時には、職員本人やその家族の罹患や保健所への職員応援体制強化の影響で、各局区はBCPの発動に準じて、一時通常業務の執行を一部縮小・休止せざるを得ない状況となるほど、多大な影響を受けた。
- 現行のBCPでは、罹患や看病等により出勤できない職員が増加した場合に対応するため、業務継続の基本方針や業務の優先区分は設定されているものの、新型コロナウイルス感染症に係る対応で必要となった保健所への全庁的な応援職員の動員は想定されていない。
- 流行の拡大期においても行政機能を停滞させることなく、市民の生命・健康を守り抜く体制を堅持していくため、感染症対応に係る初動から収束までの各段階に必要な保健所の人員体制と各局区の優先業務を整理のうえ、BCPを改定する。

(2) サーベイランス・情報収集

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○新型コロナウイルス感染症に関する情報（国内外の発生状況、ウイルスの病原性・感染力、治療薬・ワクチン、変異株情報等）を収集・共有○政策に関する情報（内閣に設置される新型コロナウイルス感染症対策本部やこれに関連する各種分科会、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード等の会議体の動向、北海道を始めとする都道府県や他指定都市の対策等）を収集・共有○市内の実行再生産数や主要駅の人流等の情報を分析・共有○市中の流行状況を把握し、感染症対策への活用可能性について検討を行うことを目的として、下水中のウイルスを検査・監視する下水サーベイランス（下水疫学調査）を実施
振り返り
<ul style="list-style-type: none">○新型コロナウイルス感染症に関する情報については、特に初期においては、連絡調整を密に行っていた北海道から多く取得していた。なお、第1波の一時期においては、北海道ヘリエゾン（連絡調整員）を派遣し、情報共有を図っていた。○その他、政府や各省庁、研究機関、都道府県や他指定都市の公表情報を随時取得し、整理の上、市長・副市長へ定期的に提供し、政策判断の材料としてきたほか、市本部会議等を活用して全庁的な共有を図った。○下水サーベイランスについては、北海道大学からの調査協力依頼を契機として開始した。全国的にも先進的な取組であり、市公式ホームページにおいて市民向けにも公開しているほか、国の実証事業へも参画。流行状況の把握を補完する指標として役立っている。
今後に向けて
<ul style="list-style-type: none">○新興・再興感染症の発生の際、初動対応は主に保健所が行うことになるが、迅速に体制を整え、適切な対策を打ち出していくためには、情報の収集や情報の整理・分析が重要であり、そのための体制を整備することが必要である。○このことから、行動計画や新型インフルエンザ対応マニュアルに記載されている情報収集・サーベイランスの内容を再検討の上更新すること、平時においても各担当部署での意識付けを行い、有事の際の円滑な対応の実現を図っていくことが必要である。○また、初動期においては、保健所の業務が過大となり、医療・保健分野に係る現場対応に忙殺された教訓を踏まえ、有事において、情報収集を含めた政策判断を補助する部門を迅速に編成できるようにし、安定的な対応を可能とすべきである。○新型コロナウイルス感染症の流行状況の把握に下水サーベイランスが有用であったことを受け、今後の新興・再興感染症発生の際には、状況に応じて、国が実施するサーベイランス以外に、市独自のサーベイランスを行うことも念頭に入れるべきである。

(3) 情報提供・共有

主な取組

- 市公式ホームページ・LINEやX（旧、Twitter）等のソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、街頭大型ビジョンといった各種広報媒体や報道機関への資料提供、市長記者会見等を通じて、市内の流行状況や感染対策等に関する情報発信を実施
- 緊急事態宣言下において、北海道知事や関係機関との連名による共同メッセージを発信し、感染対策に係る注意喚起や医療のひっ迫状況を発信
- 市の新型コロナウイルス感染症に係る支援策を冊子にまとめた「生活支援ガイド」や、各種業界団体が作成した業種別ガイドラインを分かりやすくまとめた概要版ガイドラインを作成
- 市有施設でのポスター掲示、繁華街等における広報車の巡回、街頭放送等による感染対策等の呼びかけを実施

振り返り

- 情報発信に当たっては、各種広報媒体を活用し広く市民や事業者へ周知を行ったほか、関係団体を通じた周知や広報車の巡回による市民への直接呼びかけ等、きめ細やかな対応を行った。
- 特に流行の拡大期には、外出自粛要請等の行動制限や市の窓口縮小・市有施設の臨時休館・開館時間の短縮等といった市民生活に大きな影響を与える対応を急遽決定し、速やかに市民や事業者へ当該情報を伝える必要があったが、SNSや報道機関への要請等を通じて、迅速に情報を発信した。
- 流行状況やウイルスの特性、国の施策等が変化していく中で、市公式ホームページの掲載内容が肥大化・複雑化し、市民が必要な情報にアクセスすることが難しくなった。また、陽性者やその家族、接触者からの電話対応が限界に達する時期があった。
- そのため、市公式ホームページ上に、陽性になった際の対応を分かりやすくまとめた「療養ナビ」を構築して、市民が電話相談をしなくても、自ら必要な情報を得ることができるようにする等、情報掲載方法の改善に取り組んだ。
- 新型コロナウイルス感染症に係る対応が長期化する中で、感染対策に係る意識を持続させる啓発や、若年層への啓発が課題となったため、地元アイドルグループと連携した動画や、専門学校生に作成していただいた動画を活用する等、伝わりやすい広報を心掛けた。

今後に向けて

- 感染症対応においては、市から周知したい情報や市民・事業者が求める情報を、迅速かつ効果的に発信する必要がある。今後の新興・再興感染症へ適切に対応していくためには、新型コロナウイルス感染症に係る対応で得た教訓を踏まえ、情報発信の体制や手法について再検討し、行動計画に反映することが必要である。
- 加えて、感染症やその予防対策について多様な考え方がある中で、市民に対立が生じないよう、表現に配慮して情報を発信することが重要である。
- また、幅広な情報発信を行うには、関係団体や民間事業者との連携も重要であることか

ら、有事の際に協力が得られるよう、平時からコミュニケーションを密にして協力体制を構築していくとともに、訴求力のある広報実施のため、ネット広告の活用等、新たな手法について調査・研究することが必要である。

(4) 予防・まん延防止

主な取組
<ul style="list-style-type: none">○新型インフルエンザ等緊急事態措置及びまん延防止等重点措置並びにこれら以外の特措法に基づく要請を踏まえた取組○学校の臨時休業や、市有施設の臨時休館・開館時間短縮等の利用制限○市主催イベントの休止・延期
振り返り
<ul style="list-style-type: none">○ウイルスの病原性、感染力等の特性が未知だった発生初期の段階では、北海道全域への流行の拡大が懸念される状況を踏まえ、北海道が独自の緊急事態宣言を発令したため、市としても小・中・高等学校の臨時休業に協力した。また、特措法に基づく緊急事態宣言が発令された際には、外出・移動自粛や各種施設への使用停止要請等の強い措置も講じられた。○ウイルスの特性が明らかになってからは、感染リスクが高まる場面やクラスターの対策にポイントが絞られてきたが、流行状況等によっては、人と人との接触低減を目的に、外出・移動自粛や飲食店の営業時間短縮・休業要請等の強い措置が講じられた。○市では、北海道が決定した措置に応じて、拡大防止策に取り組むとともに、措置の決定前にも流行状況等の分析データや市の意見を提示しながら北海道と緊密に協議することで、実状に見合った適切な措置が講じられるよう働きかけた。○市の広報誌や公式ホームページに加え、SNSを活用し、流行状況や、基本的な感染対策、ワクチン接種等に係る市民向けに啓発を行った。
今後に向けて
<ul style="list-style-type: none">○外出・移動自粛や営業自粛等の行動を著しく制限する要請は、市民・事業者へ与える影響が甚だ大きく、日常生活が損なわれる強い措置であることから、可能な限り最小限の範囲に収まるよう留意する必要がある。○流行の拡大期には、急速な状況変化に応じて、迅速かつ的確に対策を講じていく必要があることから、新型コロナウイルス感染症における流行の波ごとの状況と対応や社会経済活動への影響等を踏まえ、行動制限の必要性等の指針を整理のうえ、新興・再興感染症に係る対応に生かせるよう行動計画を改定する。○新型コロナウイルス感染症に係る対応において、病原体やそれによる感染症の性状・特徴が未知の状況下にあつては、国民の生命・健康を守るため、最悪の事態を想定した対応を取らざるを得なかったことを踏まえ、措置に対する理解促進と市民・事業者の負担軽減の両立への備えが必要である。○感染拡大防止に向けては市民理解の促進が重要であるため、広報誌や公式ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、流行状況に応じた注意喚起を行うほか、平時におけるより効果的な市民向けの啓発方法を検討する。

(5) 医療

① 相談体制

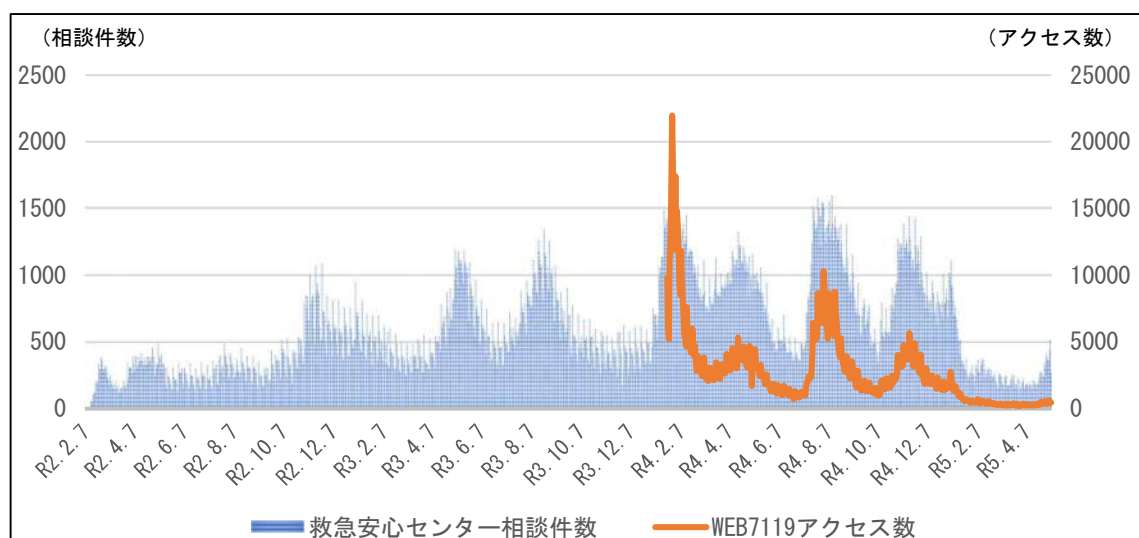
主な取組

- 救急安心センターさっぽろ（#7119）での帰国者・接触者相談センター機能の確保
- 一般電話相談窓口の開設
- インターネットを活用した相談補完機能の強化

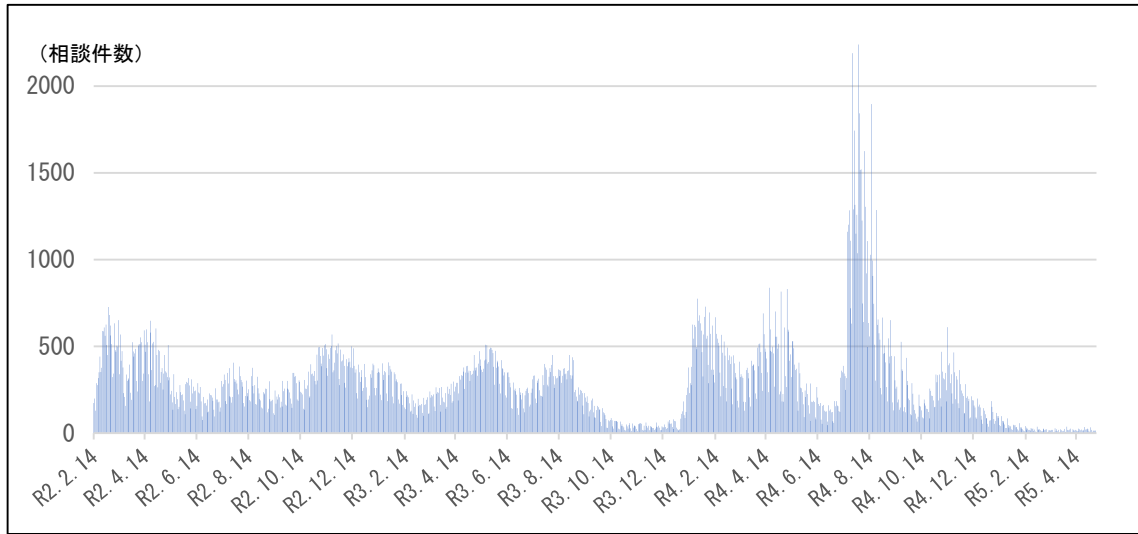
振り返り

- 令和2年2月7日、救急安心センターさっぽろ（#7119）に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方からの相談に対応するための相談窓口「帰国者・接触者相談センター」機能を付加し対応した。
- しかし、新型コロナ関連相談件数の急増により、本来の救急医療相談に支障をきたす事態となり、新たに令和2年2月14日に一般電話相談窓口を開設し、感染が疑われる方の相談は「帰国者・接触者相談センター」、その他の一般的な相談は「一般電話相談窓口」といった役割分担を行ったが、区別なく相談が入電するため、柔軟に相談に対応した。
- その後は外部委託化を進めながら、流行状況に応じ随時オペレーターの増員や回線数の増強等の体制強化を図ることで、令和3年の第5波までは、流行の波のピーク時には混み合うことはあるものの、一定程度安定的に運用できた。
- しかしながら、令和4年1月からのオミクロン株による第6波以降、陽性者数の著しい増加と、それに伴う問い合わせ件数の増加により電話がつながりにくくなる状況が発生した。
- このため、令和4年1月20日に症状に応じ発熱外来への受診勧奨等を案内する「WEB7119」を開設したほか、市公式ホームページを、これまでの相談の傾向を踏まえて必要な情報にアクセスしやすい構成に随時改善をした他、インターネットを活用した電話相談の補完機能を充実させる等、様々な手法を駆使しながら、感染の拡大局面においても市民からの相談に応える体制構築に取り組んだ。

<救急安心センター（#7119）相談件数及びWEB7119アクセス数>



<一般電話相談件数>



○令和5年5月8日にコロナが5類感染症に分類されたことに伴い、#7119のうちの受診相談機能、「一般電話相談窓口」を統合し、加えて「陽性者サポートセンター」の陽性者からの健康相談機能も集約し、「札幌市新型コロナウイルス健康相談ダイヤル」を開設するとともに、症状に応じた対応方法を案内する「WEB7119」は掲載を終了した。

○#7119の救急医療相談（救急安心センターさっぽろ）は対応を継続する。

今後に向けて

○膨大な問い合わせ対応により患者対応等優先すべき業務に支障をきたすため、委託による外部コールセンターを速やかに開設する手順を定めておく必要がある。

○流行状況に即応するようなコールセンターの対応能力の増減は、人員配置、スペースと資器材の調達等の面から現実的に困難であるため、当初より一定程度の余剰を許容した体制整備を行うべきと考えられる。

○一方で、瞬間的な最大値にも対応するレベルの電話相談の体制整備は非効率であるため、ホームページやチャットボット等のICTの活用を早い段階から進めることが重要である。

② 検査体制

主な取組

- 帰国者接触者外来の開設
- 市PCR検査センターの開設（第1～第3、臨時）
- 陽性者登録センターの開設
- 札幌市医師会の協力による発熱外来体制の整備
- 札幌薬剤師会の協力による抗原検査キット配付による検査体制の整備

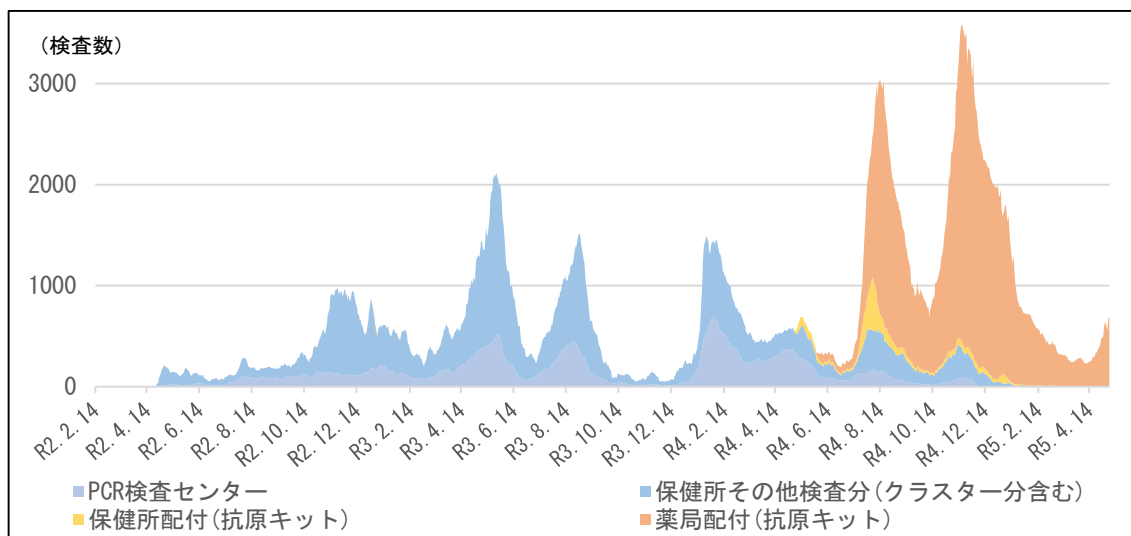
振り返り

- 最初期においては、感染が疑われる患者に対応する「帰国者・接触者外来」を、市内唯一の第一種感染症指定医療機関である市立札幌病院に設置して検体を採取し、市衛生研究所で検体検査を行うことで対応。その後感染の拡大に伴い、市内医療機関の協力を得ながら、令和2年10月1日までに帰国者接触者外来を最大17か所まで順次拡大するとともに、民間検査機関への検査委託の拡大を進める等、検体採取及び検体検査能力を拡大した。
- 並行して、帰国者接触者外来に集中する負荷を軽減するため、保健所が受検を調整し運営する、ドライブスルー方式のPCR検査センター（第1PCR検査センター）を令和2年5月1日に開設。その後、冬期間の流行の拡大に備えるため同年11月19日に第2PCR検査センターを、変異株による流行の拡大に備えるため令和3年6月21日に第3PCR検査センターを順次開設し、検体採取能力を増強した。
- このほか、繁華街の飲食店従業員や利用者を対象（のちに対象を全市民に拡大）とした、ウォークイン方式の臨時PCR検査センターを令和2年7月にすすきの地区に開設し、初期における繁華街での流行の拡大にも対応した。
- なお、PCR検査センターの運営においては、札幌臨床検査技師会の所属技師をはじめ多くの医療関係者から協力を得た。
- さらに、第3波と冬季のインフルエンザ流行に備えるため、令和2年8月から札幌市医師会をはじめ医療機関との協議を開始し、11月より市内医療機関における発熱外来が患者の受け入れを開始。保健所においては、医療機関に対する開設勧奨を継続するとともに、国の補助制度の見直しと歩調を合わせながら、市民向けの発熱外来の所在地マップ等の公表や、発熱外来の予約受付終了等のリアルタイム公表等の取組を推進。感染が疑われる患者についても発熱外来で対応するようになり、必要に応じ投薬や治療も行えることから、検査診療体制の中核となっていた。
- また、検査手法については、感染初期よりPCR検査が主流であったが、オミクロン株が登場した令和4年1月からの第6波以降、その特徴である伝播力の高さ、潜伏期間の短さから、第5波までの流行に比較して著しく大きな流行となり、検査需要が急増。しかしながら、一定の施設や設備、人員を要するPCR検査の処理能力は機動的な増強が困難であるとともに、検査の予約から検査結果の伝達まで数日を要する検査手順ではオミクロン株流行の拡大スピードに対応しきれない可能性が懸念された。一方で、抗原検査キットを活用した早期診断の重要性が増してきた。
- これらを踏まえ、第7波の流行の拡大に備え、札幌薬剤師会の協力を得て、令和4年6

月1日より症状のある市民を対象に、一定の条件のもと、市内の薬局から抗原検査キットを無料送付し自身で検査できる体制と、それに先立ち、陽性となった場合に結果が出たキットの画像を保健所に届け出、診断を受ける仕組み（陽性者登録センター）を整備。以降、検査の主流が抗原検査キットに徐々にシフトし、市PCR検査センターは機能を縮小しながら、最終的に令和4年11月に閉鎖した。

○令和5年5月8日に5類感染症に分類されたことから、市内薬局による抗原検査キットの無料配付、陽性者登録センターは終了した。

<検査数（保健所実施分）の推移>



※上記には発熱外来等医療機関における検査数は含まれない

今後に向けて

○流行初期における検体採取・検体検査は、市が行う。一方、流行拡大時は、市内医療機関や薬局、民間検査機関の果たした役割の大きさを踏まえ、協力を求めるため、有時に備えた平時からの関係機関との連携体制の構築と維持に努める必要がある。

③ 医療提供体制

ア 病床確保

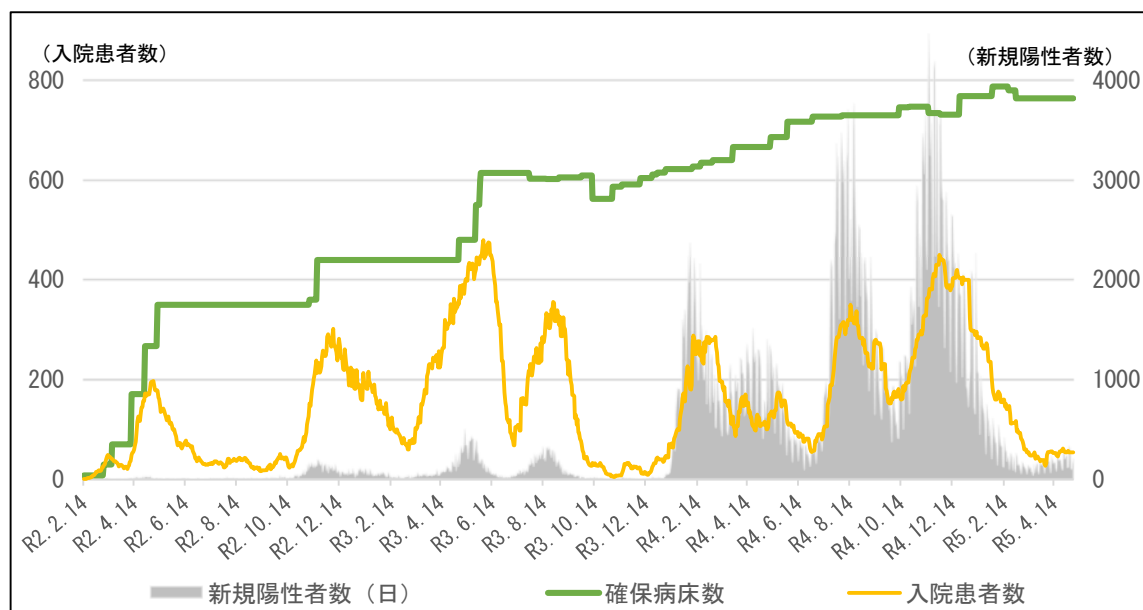
主な取組

- 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関と病床の継続的な拡充
- 重症化リスクの高い患者（要介護高齢者等）用の病床の確保

振り返り

- 最初期においては、市内で唯一感染症病床（8床）を有する第一種感染症指定医療機関：市立札幌病院で患者の受入を開始したが、陽性者数の増加に伴い、札幌市感染症対策本部感染症対策検討・実施アドバイザーとして委嘱した外部医師の助力を得た上で、市内医療機関に協力を求め、令和2年3月には5病院（68床）での受入に拡大した。
- その後病床確保に関する運用や退院基準の見直し等が図られ、同年4月28日には受入病床は15病院267床まで拡大。また、病床を機能により軽症、中等症、重症に分類することに加え、無症状者用の宿泊療養施設も同年4月20日より開設される等、病状に応じた効率的な病床運用が模索された。
- 令和2年10月からの第3波においては、受入病床は19病院440床まで拡大したが、さらなる感染の広がりにより受入医療機関を含め医療機関でのクラスターが多発。受入医療機関のみでの対応が困難となり、受入医療機関以外の病院でも、自院内でクラスターが発生した場合には自院での対応を依頼した。
- 令和3年4月からの第4波では、変異株（アルファ株）の病原性や伝播力の強さと、原則全員入院とする国の方針（第4波初期）により、早期に病床がひっ迫。同年5月5日、医療関係団体と共同で「医療非常事態宣言」を発出。さらに、同年5月13日には医療機関に対し、感染症法に基づく病床確保の協力要請を行い、同年6月4日には受入病床は28病院614床まで拡大した。

<入院患者数と確保病床数の推移>



- 令和3年8月の、デルタ株による第5波では、病床の確保とワクチン接種の進展により、

第4波のようなひっ迫には至らず、また、新たに開発された治療薬を入院受入医療機関で積極的に投与する体制を整備し、陽性者の重症化予防に努めた。

- 令和4年1月からの第6波をもたらしたオミクロン株は、病原性は低下したものの、感染力は上昇したため陽性者数は著しく増加。これに伴い、陽性者数に占める入院を要する患者の割合は低いものの、入院を要する方は多く発生。加えて、医療従事者の陽性者や濃厚接触者も多く発生し、医療提供体制を圧迫。特に、要介護の高齢者を受け入れる病床が極めて逼迫する等、確保病床数と入院患者数だけでは測れない医療への負荷が生じたことから、市内医療機関へ働きかけを行い、同年2月に12病院115床であった要介護高齢者病床が、同年3月には30病院163床まで拡充された。
- 受入病床と要介護高齢者病床の増床について、その後も継続して働きかけた結果、第7波の渦中の令和4年8月には、受入病床全体では49病院730床、このうち要介護高齢者病床については37病院212床まで拡充された。
- 新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、札幌市の最大確保病床数を450床～563床とする内容を盛り込んだ移行計画を北海道が策定した。（令和5年5月8日時点で67病院573床）
- また、重点医療機関は重症患者を中心とした受入れへの重点化、入院対応経験がある医療機関は軽症患者を中心とした受入れ、入院対応経験がない医療機関には受入れを促すことで、5類移行後は幅広い医療機関による受入れを行うよう依頼した。

今後に向けて

- 最終的に多くの医療機関の協力を得て病床が確保されたが、それまでに相応の時間を要したことを踏まえ、新興感染症等が確認された際の、各医療機関の役割分担を定め、速やかに移行できる体制を平時から構築しておく必要がある。

イ 陽性者の把握から療養方法の判定までのプロセス

主な取組

- 陽性者への検査結果の伝達から療養判定までの過程の簡素化
- 抗原検査キットの画像による陽性判定と療養判定の体制構築

振り返り

- 新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の分類として、陽性者の隔離等を要する二類感染症相当に位置付けられていることから、陽性者の把握、行動制限等の要請、接触者の特定、療養方法を判定するための病状等医学的な情報の収集を行う必要があった。
- これを確実に実施するため、検査を行った医療機関等からすべての陽性者の情報について保健所が届出を受け、陽性者本人に連絡し行動制限等の必要事項を伝達するとともに、接触者の有無や病状の聞き取りを行い、保健所医師が療養方法の判定を行うという対応をとっていたが、第3波以降の感染の拡大局面では各プロセスでの処理が追いつかず、検査から陽性者への伝達まで数日を要するような遅延が生じ、都度人員の増強等の対応をとってきた。
- しかしながら、オミクロン株による第6波では、短期間に従前の数倍の陽性者が連日発生し、遅延解消の目途が立たなかったことから、令和4年2月より、①検査結果告知を電話連絡からショートメッセージへ転換（こくちまる）、②陽性者に対する健康状態等の聞き取りを、電話連絡から本人によるサイト入力への変更といった、従前の方法からの大幅な転換を行い、遅延解消に努めた。
- 第6波の経験を生かした第7波への備えとして、①検査結果を医療機関から本人に伝達、②陽性者本人による病状等の登録とそれに基づき療養方法を判定する「療養判定サイト」の開設、③抗原検査キットの画像から24時間以内に陽性判定と療養方法について通知する「陽性者登録センター」の開設といった体制変更を、令和4年4月末から随時開始し、その後も国の運用変更等に応じて適宜最適化を図りながら、令和4年8月の第7波に対応した。
- なお、市民自らがスマートフォンから自身の健康状態等を入力する上記システムは、陽性となった方の8割以上に利用され、追跡調査でも高評価を得ていることは注目すべき結果である。
- 令和4年9月から全数届出見直しが行われ、医療機関からの発生届の提出は4類型（65歳以上の方・入院を要する方・重症化リスクが有り、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方または新たに酸素投与が必要な方・妊婦）の該当者のみとなり、それ以外の陽性者は件数のみの把握となったため、療養判定サイトを閉鎖し、4類型該当者のみが症状等を登録する問診サイトを新たに開設した。
- 第7・8波の陽性者の急増から陽性者は原則として自宅療養となった。4類型の該当者はスマートフォンのSMSから厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム「HER-SYS」を利用した「MY HER-SYS」に登録し、発熱・症状や健康状態を登録することとして、健康観察を行い、症状の重い陽性者を必要な医療につなげた。

今後に向けて

- 人海戦術は、初期の緊急対応には有効だが負荷も非常に高く効率も悪いため、早期に委

託化・システム化を進めるまでの経過措置とすべきである。

- この度のパンデミックにおいて、主に陽性者の把握から療養判定までのプロセスに職員が介在することが処理遅延の要因であったこと、一定の入力作業等の負担は市民にも許容されるべきことを踏まえ、自動化・ICT化を前提とし、市民にもシステムへの入力等の対応を求めつつ、利用できない方をフォローできるような業務フローをあらかじめ構築することが重要である。

ウ 入院調整

主な取組

- 陽性者の入院調整
- 関係機関で病床の状況を共有するシステムの開発

振り返り

- 新型コロナウイルス感染症の陽性者については、初期には、感染症法に基づき、原則入院の措置が取られていた。令和2年3月の第1波においては、入院受入病床を保有する医療機関は、当初は市立札幌病院のみ、後に札幌医科大学付属病院、自衛隊札幌病院、北海道医療センター、北海道大学病院が加わり一定の病床（68床）が確保されたほか、勤医協中央病院、KKR札幌医療センター、手稲溪仁会病院にも協力を得て対応した。新規陽性者数も少なかった（ピーク9人/日）ことから、受入医療機関は限定的であり、且つ保健所側の体制も整っていないといった課題を残しながらも収束を迎えた。
- 札幌市感染症対策本部感染症対策検討・実施アドバイザーに委嘱した外部医師には、発生当初から、入院・入所判定業務等、多大な協力を得た。
- しかしながら、第2波では、第1波よりも大きな流行の波（ピーク29人/日）となり、病床数の不足と保健所の調整能力（体制）不足から円滑な入院調整が行えず、北海道が要請し、札幌医科大学から入院調整を支援するための医師の派遣を受けたほか、保健所と入院受入医療機関で病床の状況を共有し「見える化」するためのシステム「Covid Chaser」の開発の主導等、多大な協力を得た。合わせて北海道と連携し、病床の拡大や入院調整部門の人員増強等の体制整備にも努めたほか、国の方針により「重症」「中等症」「軽症」等の病床の役割分担や、軽症者・無症状者用の宿泊療養施設の開設等、体制の整備が進められた。
- その後、第3波からは自宅療養も認められる等、限られた病床をハイリスク者に優先する運用改善がなされ、市内医療機関の協力を得て病床数も大幅に拡充され、北海道大学、北海道医療センター、手稲溪仁会病院、北海道科学大学からも医師等の派遣を受けたが、ウイルスの変異によりその特性が変化する中、流行再拡大の際に様々な要因で病床のひっ迫が起こる事態が生じ、入院調整に支障をきたすことがあった。また、骨折や脳血管障害等、新型コロナウイルス感染症以外の要因で救急搬送を要する場合に、陽性確認された結果、救急医療機関に受入がされなかった事例が発生する等、入院調整に難航するケースもあった。
- 発熱などの症状を伴う患者について、救急隊の受入医療機関の決定に苦慮する症例（＝搬送困難症例）の急増が全国的な問題となり、第8波である令和4年（2022年）11月の本市における搬送困難症例は1,050件で過去最多となった。
- 新型コロナウイルス感染症の5類化に先立ち、令和5年4月5日から医療機関間での入院調整を可能とした。5類化以降は、医療機関間での入院調整を基本とし、保健所はそれを支援（入院先の紹介、調整困難な場合の調整）する体制に移行した。

今後に向けて

- 新興・再興感染症の発生といった非常事態では、専門性を有する職域の職員の動員が不可欠であることから、配属場所に関わらず招集する体制と、それを前提としたBCPを策

定しておくことが必要である。

- 入院調整を支援する医師の派遣等、医療機関や関係団体との連携体制を早期に構築することが重要である。
- 流行拡大期においては、病床の状況の共有や、入院調整が難しい分野の医療機関に医会を通じた対応依頼を行う等、積極的な情報共有・発信により受入れを拡大していく必要がある。
- 救急搬送を要する者が感染症の陽性者や、感染症を疑う症状があった場合でも、救急医療機関が適切に対応できるよう、医療提供体制を整備する必要がある。

エ 入院待機ステーション

主な取組

- 自宅療養者の病状悪化に対応する入院待機ステーションの開設

振り返り

- 令和3年4月からのアルファ株による第4波では、従前を大きく上回る速度と規模の流行の拡大により病床がひっ迫し、入院調整が非常に困難になった。このため、国の災害派遣医療チーム(DMAT)の協力を得て、入院待機中の自宅療養者の症状悪化時等に酸素投与や点滴等の対応が可能な臨時的な医療施設「入院待機ステーション」を開設した。
- 当該施設は、その後場所を移しながら機材(CTスキャン等)の充実も図り、治療薬(中和抗体薬)の投与拠点(第5波)、陽性者の外来診療等機能(第5波以降)を追加しながら、当初想定していた入院までの「つなぎ」としての役割に加え、治療により回復し入院を要さなくなる等、病床や救急への負荷軽減といった様々な役割も果たした。
- 令和5年4月1日からは市内の流行状況が落ち着いたことから一時休止し、新型コロナウイルス感染症の5類化に係る体制変更に伴い、5月7日をもって廃止した。

今後に向けて

- 開設には施設、医療機材、医療人材が不可欠であることに加え、運営においても、その時々々の流行状況により必要となる人員体制も大きく変動することから、非常時における施設の利用や機材のリース、人材の派遣等について協定等を通じて備えることが必要である。

オ 宿泊療養

主な取組

○軽症者、旅行者等に対応する宿泊療養施設の運営（北海道が設置、市・道で運営）

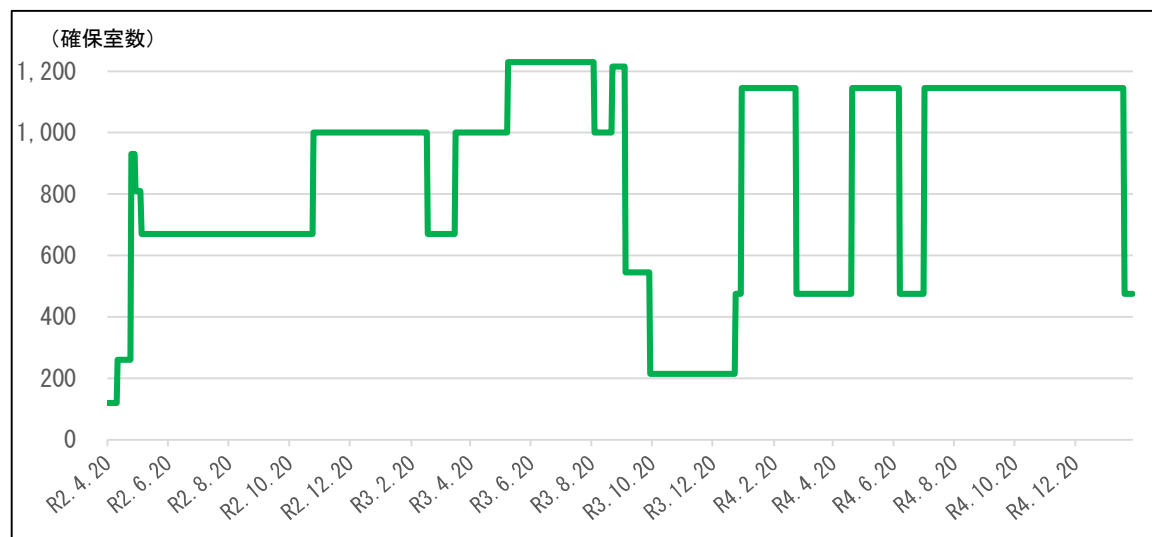
振り返り

○宿泊療養施設については、流行の拡大による入院患者の増加に伴い、陽性者の療養施設として軽症者を受け入れるため、令和2年4月に北海道が開設し、市・道で運営。当初は職員による直接運営であったが、後に委託による運営に切り替えた。流行の拡大期には臨時医療施設としての機能を付与し、入所者へ治療薬を投与する等、流行の拡大の防止や病床逼迫の緩和に寄与した。

○また、令和4年10月からの入国制限の緩和や旅行支援の再開に伴い、国内外を問わず旅行者が増加し、旅行中に陽性が判明した患者も増加。旅行中の陽性者は宿泊先ホテル等での滞在が困難となり、宿泊療養施設が受け皿としての役割を担った。

○新型コロナウイルス感染症の5類化に伴い、陽性者の外出自粛は求められなくなったため、宿泊療養施設は令和5年5月8日を以て閉鎖された。

< 宿泊療養施設の確保室数の推移 >



今後に向けて

○新興・再興感染症等の発生時には早期に宿泊療養施設を開設できるよう、設置主体である北海道との協議をあらかじめ行っておく必要がある。

○観光客の多い本市においては、特に外国人観光客への対応についても整理しておく必要がある（宿泊療養施設以外の対応も含む）。

カ 自宅療養

主な取組

- 健康観察アプリを活用した健康観察体制の構築
- 流行の拡大期における区新型コロナウイルス感染症対策室による健康観察
- 陽性者の不安や相談に対応する「陽性者サポートセンター」の開設
- パルスオキシメーター・自宅療養セット送付による療養支援
- 療養証明書の発行

振り返り

- 第3波において、感染の拡大により医療機関への入院や宿泊施設での療養の調整に時間を要する事態となり、札幌市においては令和2年11月より、保健所が定期的にプッシュ型の健康観察を行う自宅療養を導入。健康状態の確認は健康観察アプリ「こびまる」※を活用したほか、希望者へのパルスオキシメーターの貸し出しも行った。
- 令和3年4月からの第4波では、病床のひっ迫等により自宅療養者が急増し、保健所だけでは対応が困難となったことから、各区役所に「区新型コロナウイルス感染症対策室」を設置し、電話連絡等自宅療養者に対するプッシュ型の健康観察に取り組んだ。この区新型コロナウイルス感染症対策室は続く第5波、第6波においても設置され、自宅療養者の健康観察に大きな役割を担った。
- 令和4年1月からのオミクロン株による第6波では、病原性の低下と伝播力の上昇により、自宅療養者が急増したが、重症化リスクが高い患者の割合は、それまでの流行に比較して低い傾向にあった。このため、健康状態や既往歴等を本人に入力してもらう「こくちまる」※の導入を機に、プッシュ型の健康観察の対象を重症化リスクが高い方とする重点化を図った。
※「こびまる」「こくちまる」は、札幌医科大学、北海道科学大学、北海道情報大学の研究者により開発されたもので、これを契機に令和4年6月3日に、同3大学と札幌市の間で「ICTを活用した新型コロナウイルス感染症対策の推進に関する協定」を締結。こびまるは宿泊療養施設入所者や濃厚接触者の健康観察にも活用。
- さらに第7波に向けては、この重点化の考え方を進め、令和4年5月より、陽性者からの電話相談に対応する「陽性者サポートセンター」を開設し受け皿を整備することで、プッシュ型の健康観察は原則として重症化が危惧されるハイリスク者に限定した。
- また、療養にあたり外出自粛を求めることから、令和2年11月より療養期間中の食料品や日用品等を自力で確保できない方のうち希望者に送付。しかし、流行拡大時には毎日大量の申し込みがあり、物資の調達・梱包・配送に遅れが生じ、到着まで相当の時間を要する場面もあったことから、折に触れ、検査キットや常備薬、食料品、日用品を備蓄するよう、市民に対し呼び掛けを行った。
- 令和5年5月8日の5類感染症への移行に伴い、感染症法に基づく外出自粛は求められなくなり、国からの費用補助も廃止されることとなったため、令和5年5月7日をもって食料品及び日用品の配送並びにパルスオキシメーターの貸与を終了した。
- 療養していた期間を証明する「療養証明書」については、本来は医療機関での入院期間等を証することで、主に民間保険の給付金請求で使用されるものである。しかし、新型

コロナウイルス感染症では、国の要請により特例的に自宅療養による療養期間に対しても民間保険の給付金の対象とされ、企業や学校においても陽性者の療養解除後の復帰にあたり提出を求める動きが一部に見られたため、大量の証明の申請がなされた。この証明書の発行事務は保健所の所管であったため、流行の拡大時の保健所業務をさらに圧迫する要因となった。なお、令和4年9月26日からの陽性者の全数届出の見直しに合わせて保険給付の特例が見直されたこと、陽性者の情報把握・管理のために国が開発したシステムから療養証明書が発行可能となったこと等により、現状では申請件数は減少している。

○令和5年5月8日、5類化に移行したことにより新規に証明書を発行する対象者が発生することは無くなったが、生命保険の入院給付金等の消滅時効期間は保険法により3年とされていることから、5類化以降も引き続き受付・発行は継続することとした。

○令和5年5月7日にて陽性者の健康フォローアップとして機能してきた「陽性者サポートセンター」は廃止し、以降は発熱時の受診相談や陽性者の体調急変時の健康相談として新設した「札幌市新型コロナウイルス健康相談ダイヤル（コロナ健康相談ダイヤル）」で相談対応を行っている。

今後に向けて

○次なる新興・再興感染症を見据えた、市民自身による平時からの備えや、そのための啓発を行うことが必要である。

○パンデミック時には、見直しをしないまま画一的に業務を継続する姿勢が、結果的にハイリスク者対応の遅延につながりかねないことから、非常時における業務の重点化や自動化の方針、手法について、あらかじめ検討や訓練を行うことが重要である（自宅療養に関するもの以外を含む全般）。

○市民にとってわかりやすいワンストップ相談は、早期の立ち上げを目指し準備すべきである。

キ 自宅療養者に対する医療提供体制

主な取組

- 自宅療養者に対する医療提供体制（在宅、オンライン診療）の構築

振り返り

- 自宅療養中の医療提供体制については、必要な時に医療につながるができる体制を確保すべく、自宅療養者が増加した第3波より、電話診療やオンライン診療と継続的な健康観察を、札幌市医師会と協力して開始。また、病原性が高まったアルファ株による第4波では、自宅で入院待機をしている陽性者を対象に保健所で往診のマッチングを開始。その後も往診の実施医療機関に対する独自の支援制度や、新規参入医療機関向けの研修会を札幌市医師会と開催する等、医療提供体制の強化に努めた。
- オミクロン株による第6波では、病原性の低下と伝播力の上昇により自宅療養者が著しく増加し、療養中の医療ニーズに対し、それまでの保健所によるマッチングを前提とする体制では迅速な医療提供が困難となった。そこで、帰国者・接触者外来として陽性者診療のノウハウのある医療機関に依頼し、外来で受診できる「陽性者外来」を開設したほか、令和4年9月26日より、電話・オンライン診療を行う医療機関のリスト（同意を得られた医療機関のみ）を公開し、陽性者が直接受診の連絡をする方式に転換する等、大規模な流行の拡大にも対応できるよう、必要な医療を提供する体制の確保に努めた。
- 自宅療養者が救急要請する症例が多くあり、自宅に到着後に療養者本人と連絡がつかない場合や、外出中や就寝中の場合もあり、対応に苦慮した。
- 新型コロナウイルス感染症の5類化に先んじて、令和5年4月から自宅療養中の陽性者の診療を発熱外来で開始した。
- また、5類化以降は、「陽性者外来」及び「医療機関による健康観察」については終了したが、病床のひっ迫により入院が困難となり、かかりつけ医療機関による医療提供も困難な者等の対応に備え、保健所の調整による往診のマッチングは当面継続することとした。

今後に向けて

- 限られた医療機関の尽力で成り立っていた状況であったことから、平時のうちに、幅広い医療機関が対応する体制の構築が必要である。
- 自宅療養者本人に連絡がつかない場合に備えて、連絡が可能な親族や関係者を把握する等、緊急時対応を検討する必要がある。

ク 患者搬送体制

主な取組

- 消防局救急車と保健所患者搬送車両の役割を明確化するため覚書を締結
- 搬送業務、車両消毒業務の外部委託化
- 病院間検査搬送を専用に行う事業（モデル事業）を医療機関の協力を得て実施

振り返り

- 流行初期は、消防局救急隊の協力を得ながら、保健所公用車で陽性者を搬送した。
- 救急車搬送調整を目的に、消防局から保健所へリエゾン（情報連絡員）を配置した。
- 消防局は特設救急隊^{*}を編成し、消防局救急車により急性期の陽性者を搬送した。
※夜間については常設救急隊で対応
- コロナ患者数の増大、宿泊療養施設の設置に伴い消防局救急車と保健所患者搬送車両の役割を明確化する必要が生じたため、覚書^{*}を締結した。
※覚書に基づき、消防局は6,356人の陽性者を救急車で移送
- 陽性疑い患者のPCR検査搬送の開始により、搬送需要が急激に増大したことから、安定的な業務継続のため、人材派遣の活用と業務全体の外部委託化を進めた。
- 患者搬送用車両の増車に伴い、消毒スペースが逼迫したことから、自社で車両消毒できる民間事業者を追加して対応した。
- 防護服等の感染対策物品の調達及び保管場所の確保に苦慮した。
- 保健所の医師職が同乗し市外へ搬送したケースでは、防護服着衣のまま長時間運行する必要があり、民間救急車を運転する救急救命士や同乗者に大きな負担がかかった。
- 車両基地を複数運用したが、このことにより迅速な配車が可能となったことに加え、運転手や職員間の感染リスクを分散させることができ、患者搬送機能の停止を防止する観点からも有効な取組だった。
- 5類感染症への移行に伴い、保健所による搬送車両の手配を終了した。

今後に向けて

- 流行初期段階の患者搬送は直営対応が必要だが、フェーズの進行に応じ、民間事業者の協力を得て、搬送需要に合わせる形で増車を行うことで、的確な事業展開ができたため、今後の感染症危機に向けては、各段階における事業者との連携体制を確認・構築することが必要である。
- 保健所患者搬送車両による搬送の必要性や、流行状況に合わせた車両台数の確保等の検討が必要である。

ケ その他

主な取組

- 透析患者、妊婦等要配慮者への医療提供体制の確保
- 医療機関等への防護服等医療資材の提供
- 後遺症対応医療機関に関する情報発信

振り返り

- 医療提供体制に関するその他の取組として、透析医療、周産期救急医療、小児科救急医療等、もともと対応できる医療機関に限られる診療科について、コロナ感染時にはさらに受診が困難になったことから、北海道大学病院や札幌医科大学、産科医会等関係機関の協力を得ながら体制整備に努めた。また、開発が進み随時実用化されていった新型コロナウイルス感染症治療薬については、医療機関への積極的な情報提供を行い、早期の普及を後押しした。
- また、流行の初期や拡大期において医療機関や高齢者施設等で防護服等医療物資が不足したことから、市において備蓄し、緊急に必要な場合等に配布する体制を整えた。5類化以降、原則配布は終了するが、令和5年8月末までは緊急時の相談に応じる体制とした。
- このほか、療養期間終了後に持続する症状、いわゆる後遺症について市民からの相談が寄せられたことから、国に先んじて令和3年6月、市内医療機関に診療を依頼し、受入医療機関を電話相談等で案内するとともに、市公式ホームページで公開することにより、市民の不安に寄り添う対応を行った。

今後に向けて

- 透析患者や妊婦等、対応可能な医療機関に限られる分野については、あらかじめ当該医療機関との連携体制を構築しておくことが必要。
- 医療物資は、原則として各医療機関で確保すべきものだが、特に流行の拡大初期には、需要が全国的に集中し品薄になったことを踏まえ、一定程度の備蓄の検討は必要。

④ 積極的疫学調査

ア 患者調査

主な取組
○接触者の特定や感染源調査等の積極的疫学調査の実施
振り返り
○流行の拡大の防止を目的として、陽性となった方の行動歴（発症日の2週間前から直近まで）について詳細に聞き取り、感染源の調査や濃厚接触者の特定を行った。更に濃厚接触者には、自宅待機の依頼やPCR検査の調整等を行い、感染の広がりを抑えることに注力した。 ○第3波以降の流行の拡大期においては、調査対象者の増加に伴い濃厚接触者の特定に重点化するとともに、第4波、第5波では区新型コロナウイルス感染症対策室においても調査を行う等、効率化を図りつつ流行の拡大防止に取り組んだ。 ○しかしながら、令和4年1月からのオミクロン株は、感染してから発症するまでの期間が短くなり、また、患者が著しく増加したことから、保健所が陽性者と濃厚接触者から直接聞き取る従前の調査は事実上困難となったため、市公式ホームページに濃厚接触者の判定基準や療養期間の情報を掲載し、陽性者本人から基準に該当する方への連絡を依頼する方式へ転換した。
今後に向けて
○積極的疫学調査については、必要に応じ国への要望等を含め、流行状況に応じた手法や対象者等の調査の在り方を検討することが重要である。 ○膨大な職員数を必要とした電話での聞き取りには限界が生じたこと等から、ICT技術を活用した効率的な調査手法を検討することが必要である。

イ クラスター対策

主な取組

- 集団感染（クラスター）の調査、検査調整
- クラスターが発生した施設等への直接訪問支援や現地対策本部設置等の積極的介入
- 施設や事業所における流行拡大防止のための対策に関する情報提供

振り返り

- 事業所や店舗、イベント等集団内での連鎖的な感染が見られた場合には、国の災害派遣医療チーム(DMAT)や国立感染症研究所の支援を得ながら、一定規模以上の集団感染（クラスター）について専門的に調査・検査を行い対応した。
- 具体的には、医療機関や高齢者施設、事業所等での接触状況の調査や検査の調整とともに、必要に応じて医師職や看護師が現地に赴き、実態に応じた実践的な感染対策の助言を行った。
- 特に、第2波、第3波においては、医療機関や高齢者施設等でクラスターが発生した際に、災害派遣医療チーム(DMAT)の支援を得ながら、状況に応じ現地対策本部を設置し、施設内感染の抑制やクラスターの早期収束に貢献した。なお、施設内で医師や感染管理認定看護師(ICN)等が職員に直接感染管理の知識や方法を伝えることで、その後の陽性者発生時の施設の対応力の向上や、入院受入医療機関への参画等の効果も見られた。
- また、第4波においては、より早期にクラスター施設に介入し機動的な支援を行うため、巡回や電話等により収束に向けたサポートを行う体制とした。
- 令和4年1月からのオミクロン株による第6波においても、クラスターが多数発生した状況から、医療機関、高齢者施設、障がい者施設に支援を重点化し、その他の施設や事業所については、これまでの対応から得られた知見や流行拡大防止のための対策等を市公式ホームページで公開し、それぞれで対応する方式に転換した。
- また、クラスター対策と並行して、高齢者・障がい者施設や一部の医療機関（療養型病院、精神科病院、透析機能を有する病院等）等クラスターが発生した場合重症化リスクが高い人が入院・入所する施設等において、陽性者の早期発見とクラスター発生防止を目的に、無症状の施設従事者等を対象に、流行状況等を踏まえながらスクリーニング検査を実施した。陽性者の早期発見が期待される一方、無症状者を対象とすることによる検査精度の問題（偽陽性）等の課題があった。
- 従前は医療機関、高齢者施設、障がい者施設に陽性者が1名発生した際に保健所まで報告を求めているところ、5類化に伴い、他の感染症と同様の枠組みにより、国の基準に基づいた集団発生事例（10名以上の発生等）について報告される体制となった。

今後に向けて

- 流行の拡大時には、個々の施設特性に応じた行政の支援に限界があることから、施設等に対して平時から感染管理や予防に関する情報提供が重要である。
- 専門機関や専門職の支援を要する場面も想定した、平時からの連携が重要である。

⑤ 繁華街対策

主な取組

- 繁華街における臨時PCR検査センターの開設
- 接待を伴う飲食店等を対象としたスクリーニング検査の実施
- 研修や意見交換会等事業者と連携した感染防止対策の展開
- ワクチン職域接種の支援

振り返り

- 第2波の令和2年7月、接待を伴う飲食店等を経路とする感染の広がりが全国的に課題となり、本市においてもすすきの地区に関する重点的な対策が必要となった。
- 具体的には、7月23日よりすすきの地区臨時PCR検査センターを開設したほか（抗原検査キットによる検査が主流となり、ニーズ低下により令和4年7月31日に終了）、令和2年7月30日より、希望する接待を伴う飲食店の従業員等を対象に、定期的なスクリーニング検査を実施した（令和3年10月28日に終了）。
- このほか、事業者向けの感染対策ガイドラインの作成や、事業者との意見交換会や感染対策研修の開催、感染対策に関する協力協定の締結等にも取り組んだ。
- また、令和3年6月にワクチン接種に関し職域接種の制度が設けられ、すすきの地区の飲食店等の団体である一般社団法人すすきの観光協会が実施の意向が示され、保健所でも積極的に各種手続きや調整、地区事業者向けの研修会等側面支援を行い、結果的に令和3年8～9月の期間で約13,500人のすすきの地区関係者へのワクチン接種を行い、接種を加速させた。



今後に向けて

- 業態上感染が拡大しやすい店舗も多く、特に流行の拡大期には注目を集めやすいことから、様々な配慮のもとに事業者や関係団体と連携し感染対策を進めることが必要である。

⑥ ワクチン接種体制の整備

主な取組

- 市内医療機関と集団接種会場を基本とするワクチン接種体制の確保
- 訪問接種や職域接種等きめ細かい対応による接種促進

振り返り

- 新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは、ファイザー社、モデルナ社のmRNAワクチンを筆頭に、従前までのワクチンと比較して短期間で開発・実用化が進められ、令和3年3月から札幌市内でも接種が開始された。接種後の副反応は一定程度認められたが、アルファ株、デルタ株の流行下においても重症化予防、死亡者数の減少等に効果が見られた。その後、一定期間経過後のワクチン効果の減衰、免疫回避能の高いオミクロン株による流行とオミクロン株対応ワクチン（BA.1、BA.4-5）への切り替え、接種間隔（8か月⇒7か月⇒6か月⇒5か月⇒3か月）の変更、対象年齢の拡大（18歳以上⇒12歳以上⇒5歳以上⇒生後6か月以上）、追加接種の実施等、様々な状況の変化、制度変更を経ながらワクチン接種は継続されている。なお、上記2種のワクチン以外に、アストラゼネカ社やノババックス社ワクチンも、上記ワクチンの利用が困難な方等への接種で使用されている。
- 接種体制については、市内医療機関での「個別接種」を中心とし（約7割、約700医療機関）、補完として札幌市等が設置する「集団接種会場」で接種（約3割）を行う体制を整備し、さらに高齢者施設等における「訪問接種」や、事業者や大学等による「職域接種」といった体制も確保しながら、接種が進められた。
- ファイザー社及びモデルナ社のワクチンは、冷凍庫（ディープフリーザー）での保管等、これまでのワクチンと異なり特別な管理が必要であったことから、「札幌市ワクチン配送センター」を設置し、個別接種を行う医療機関及び集団接種会場からの発注に応じ発送する体制を整備した。

<集団接種会場の開設状況>

会場	開設日	会場	開設日
札幌エルプラザ	R3. 5. 10	各区民センター	R3. 7. 24 R4. 2. 5 R4. 7. 20 R5. 1. 6
札幌パークホテル	R3. 5. 17	札幌サンプラザ	R4. 2. 22
札幌市医師会館	R3. 6. 19	札幌グランドホテル	R4. 5. 19 R4. 7. 5
札幌コンベンションセンター	R3. 6. 22 R4. 1. 17 R4. 12. 8	札幌時計台ビル	R4. 10. 17
札幌市スポーツ交流施設（つどいむ）	R3. 7. 17	札幌駅前北口（TKP札幌駅カンファレンスセンター）	R4. 10. 25

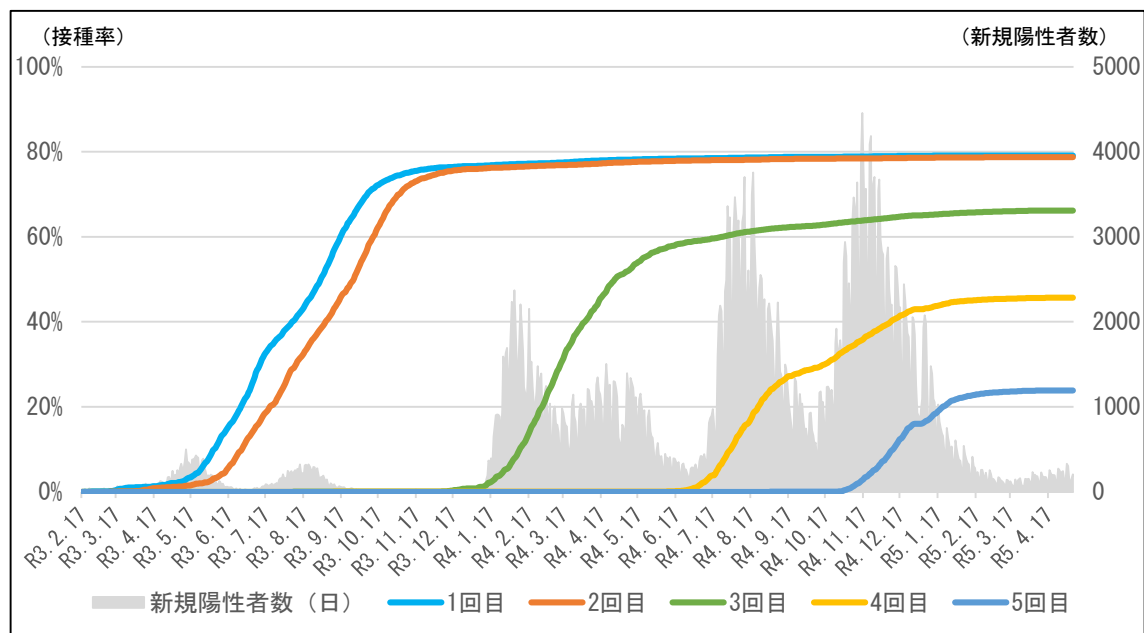
- 札幌市が設置する集団接種会場については、札幌市医師会の協力により開設した札幌市医師会館会場等計9か所に開設したほか、各区民センターにも接種会場を開設した。

- 接種開始の初期は、ワクチン供給量が限られており、予約枠に申し込みが殺到することもあったが、一定程度接種が進んでからは申し込みも落ち着き空きも出てきた。そこで、予約の空き状況の情報発信や「予約なし接種」の開始等の様々な取組により接種促進を図るとともに、時々的情勢変化に応じて会場を開廃する等、柔軟な対応を行った。
- 訪問接種は、当初、接種を行う医師の確保が困難である高齢者施設や障がい者施設等を対象に、医師や看護師等からなる訪問接種チームを派遣。施設の接種がある程度進捗した段階で、介護・障がい・育児等により接種会場への来場が困難な方や町内会や職場単位のような中小規模の集団等に対象を拡大し、接種を行った。また、若者の接種促進のため、市内の大学や専門学校等においても訪問接種を行った。
- このほか、接種促進のため国が制度を設けた職域接種は、企業や学校等で一定以上の接種人数（1、2回目接種：1,000人以上、3回目接種～：500人以上）が見込まれる場合に、自治体への配分とは別に直接ワクチンを配布し、接種を行うことができる制度であり、基本的に企業等が主体的に実施するものだが、令和3年6月当時、特に早期接種を進めたい業種等（繁華街飲食店、宿泊業、コールセンター、大学）については、情報提供や共同実施のマッチング等の側面支援を行い、円滑な接種に結びつけた。
- ワクチン供給については、1、2回目接種の当初は、供給が段階的であったこともあり、接種対象に①医療従事者、②高齢者、③基礎疾患保有者、高齢者施設等従事者、④その他の市民、という優先順位を設定し、接種を進めることとし、接種にあたり必要となる接種券を段階的に発送した。一方で国からのワクチンに関する接種方針が度々変更されたことや、国からのワクチン供給も都道府県単位で行われ、都道府県が市への配分量を決定するため、実情に見合った十分な量のワクチンが安定的に供給されなかったことから、予約の殺到や、供給不足による予約取り消し等度々混乱する場面が生じた。
- 令和3年12月以降の追加接種では、国による接種間隔の変更等もあったが、ワクチン供給が安定していたことや接種時期が分散していたこともあり、大きな混乱なく実施されている。
- 市民の接種率については、1、2回目接種は約8割、高齢者に限定すると9割以上が接種。追加接種についても、1、2回目には届かないものの、継続的に接種が進んでいる。
- 令和5年度のワクチン接種においては、高齢者や基礎疾患を有する方等以外の方について予防接種法第8条（接種勧奨）及び第9条（努力義務）の規定の適用が除外されたことで、短期間で全世代に集中的に接種を促進してきたこれまでのワクチン接種の状況から、ややフェーズが変化していくこととなった。
- 令和5年5月8日から、初回接種を終了した①高齢者②5～64歳で基礎疾患を有する方③医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に接種対象を限定した形で、「令和5年春開始接種（オミクロン株対応ワクチン）」を開始した。春開始接種以降、新型コロナワクチンの安定的な制度の下での接種を見据えると個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当であるという国の方針に基づき、これまで以上に医療機関での接種を中心とした接種体制への移行を進めた。
- 「令和5年春開始接種」終了後は、令和5年9月から初回接種を終了した5歳以上の全ての方を対象に実施する「令和5年秋開始接種（使用ワクチン未定）」が予定されている。

る。

○令和6年度以降については、接種のあり方について国が検討を進めている。

<ワクチン接種率の推移（全年齢）>



今後に向けて

○ワクチンの配布が都道府県単位で行われ、都道府県による域内自治体への配分量の調整や、国による頻繁なスケジュール等の変更が、接種を迅速に進めるうえで支障となったことから、国に対してワクチンの迅速・合理的・計画的な配分と接種スケジュールを早期に示すよう要望していくことが必要である。

○感染状況に応じて速やかに接種を開始できるよう、平時から関係機関等と連携体制を構築することが必要である。

⑦ 保健所体制の整備

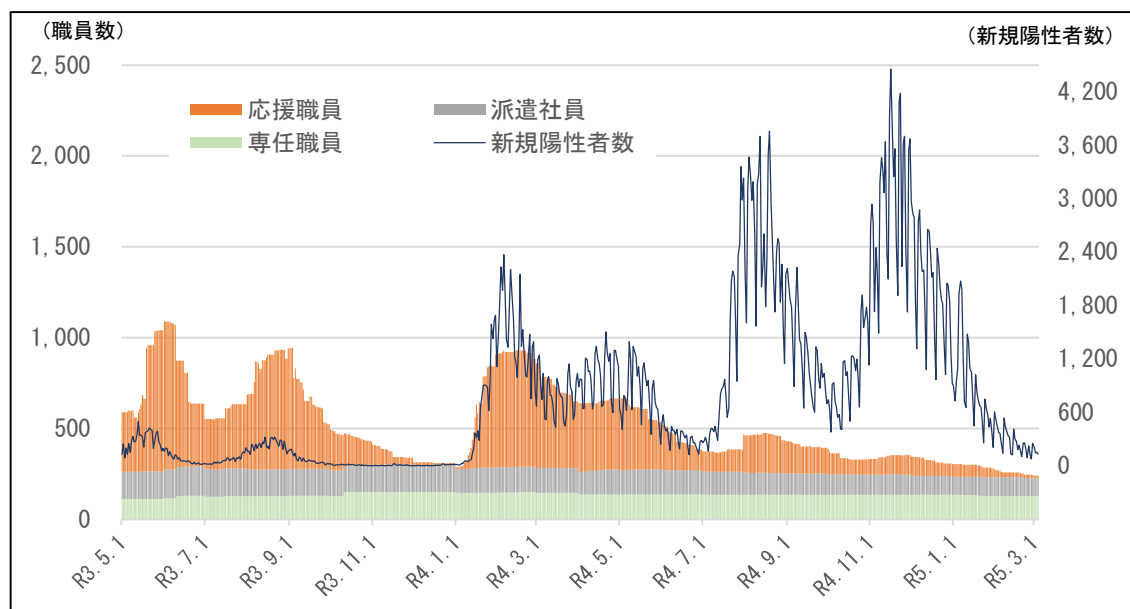
主な取組

- 流行の拡大に伴う初動体制から全庁体制への移行
- 外部委託やICT化を積極的に活用した効率的な体制への転換

振り返り

○札幌市においては、新型インフルエンザ等の病原性・伝播性の強い未知の感染症が発生した際には「札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対策を進めることとなっており、この度の新型コロナウイルス感染症についてもこれに沿った対応として、初期は保健所に対応し、その後国の動きを見ながら全庁的な体制に移行する方針であった。しかしながら、実際に市内で感染が流行し始めると、各種現場での対応や関係機関等との調整に追われ、また、現実に応じた体制検討がなされていなかったことから、司令塔機能としての役割を果たすことができず、全庁体制への移行に時間を要し、初動は混乱した。

＜新型コロナウイルス感染症対応業務従事職員数の推移（R3.5.1～）



○令和2年4月からは医療対策室が設置され、全庁から応援を受け対応する組織体制が構築された。以降、流行状況に応じその規模を増減させながら対応にあたり、最大では、アルファ株による流行の拡大の第4波において1,000人を超える規模の体制を確保し対応した。一方、従事する職員の多くが市役所内他部署からの応援の職員で構成されており、2週間～1か月間ほどで交代するため、応援職員が入れ替わるたびに研修が必要となる等、非効率にならざるを得ない部分もあったほか、大量の人員が従事するための物理的な執務スペースの確保や資器材の調達、管理を行う事務作業も膨大なものであった。また、新型コロナウイルス感染症対応が長期化するにつれ、職員を応援に出し続けることにより、各職場の疲弊を招き、市政全般への影響も大きく、継続は困難であることから、外部委託やICT化等事務の効率化を随時進めた。その結果、令和4年10月から第8波では、第4波の10倍近い新規陽性者数であったが、1/3程度の体制で対応した。最終的に、応援職員は令和5年3月19日をもって終了した。

今後に向けて

- 今般のパンデミックでは、大量の職員を投入して難局に対応したが、職員応援体制の長期化による市政全般への多大な負荷は看過しえないものであったことを踏まえ、全庁の理解を得ながら、次なるパンデミックに備えて保健所体制を見直す必要がある。
- 体制の見直しにあたっては、保健所職員の総力による初動体制の構築を行うことや、新型コロナウイルス感染症対応に係る応援従事者の経験者をリスト化し、有事における応援派遣に活用すること、流行状況等に応じて関係部局との役割分担を明確にしておくこと、流行拡大時の外部委託やICT化のロードマップを事前に想定しておき、全庁応援の早期解消を前提とした体制とすることを検討するべきである。
- 外部委託やICTの活用に関しては、平時から関係団体や企業等と協定締結等を進め、連携体制を構築しておく必要がある。
- 職員応援体制の検討について、必要な職員数の算定や応援期間の見直しを行うことはもとより、研修等の機会を活用し、職員への動機づけや、知識の習得による職員の安全確保を行っていくことが重要である。

⑧ データ管理

主な取組

- 早期の独自システム開発によるデータ収集・管理体制の確立

振り返り

- 流行当初、新型コロナウイルス感染症は2類感染症であり、全ての陽性者情報を医療対策室の関係班がリアルタイムに把握する必要があった。
- 令和2年5月に、国や既存のシステムでは対応できず、陽性者等の急増に対応する必要があったため、検査受検者や陽性者のデータを一元的に統合管理、閲覧できる札幌市独自のシステム「COVID-19対策事務支援ツール」を開発した。
- その後データ抽出機能やワクチン接種情報との連携、のちに国が開発した患者情報システム（HER-SYS）とのデータ連携等の改良を経ながら、分析や保健所業務の基盤として活用した。
- 令和4年9月26日からの国による全数届出の見直しによって保健所で把握できる陽性者の情報が限定的となり、その後はHER-SYSを基本とする業務フローに移行した。
- 令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、HER-SYSを用いた患者情報の管理は終了し、他の感染症と同じシステム（感染症サーベイランスシステム）に移行した。

今後に向けて

- 大都市で感染症が流行した場合、保健所の関係者が多くの情報を速やかに共有する必要がある。そのため、国のHER-SYSなどが整備されていない流行初期にどのように情報の管理をすべきか事前に検討する必要がある。
- 大量の情報を収集して入力するなどの業務をいかに効率化・委託化できるか、システムに感染症対策の基礎データとなる情報を的確に集約し、速やかに分析できるかなど、次なるパンデミックに備えた検討が必要である。
- 個人情報外部に漏洩しないよう情報セキュリティの管理体制を確立しなければならない

⑨ 情報発信

主な取組
○報道を活用した戦略的な情報発信 ○SNS等各種媒体を用いた即時性のある情報提供
振り返り
○市内での感染確認の最初期から、新規陽性者数等の流行状況に関する情報を、資料提供や、状況に応じ記者会見を行う等により、5類感染症に移行するまで原則として毎日公表した。 また、流行状況に応じて、各区別の流行状況や変異株の発生状況等の情報も提供し、報道を通じて市民への情報発信に努めた。 ○同様に、市の感染症対策本部会議や市長記者会見等においても、最新の感染動向の分析や注意喚起、ワクチン接種に関する情報等について、報道機関が取り上げやすい資料作り等も意識しながら発信することで、報道を活用した広報戦略に努め、幅広い発信につなげた。 ○このほか、市の広報誌や公式ホームページに加え、SNSを活用し、ワクチン接種や感染対策、制度変更等時宜に応じた情報を市民に向けて発信した。 ○新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により、ほとんどの事業・支援等が終了又は縮小することとなったため、市公式ホームページ全体を作り直し、わかりやすい広報に努めるとともに、通常の保健所体制に戻していくことを念頭に、ホームページの構成や市民に向けて発信する情報の精査等を行った。
今後に向けて
○感染症対策においては市民の行動変容が寄与するところは大きく、そのためにも、報道を含め多様なチャンネルを用いた、時宜に即した情報発信を行うことが必要である。

(6) 生活・経済の安定確保

主な取組
<p><個人向けの各種支援></p> <ul style="list-style-type: none">○特別定額給付金、子育て世帯に対する臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、市営住宅の提供、税・保険料等の減免・猶予等、フレイル予防事業、児童生徒の学習機会の確保等 <p><事業者向けの各種支援></p> <ul style="list-style-type: none">○中小企業融資制度の新設・拡充、飲食店等感染防止対策協力支援金給付事業、札幌市飲食店の未来応援事業、サッポロ割やサッポロスマイルクーポン等の需要喚起策、テレワーク普及促進事業、さっぽろ給付金付き再就職支援事業、社会福祉施設等への感染症対策物資配布事業、介護職員応援派遣等
振り返り
<ul style="list-style-type: none">○初動期は、個人の生活や事業者の活動に広範囲に影響を与えたため、国や北海道、商工会議所等と連携のうえ、給付金等の支給や相談体制の強化等、包括的な支援を実施してきた。○流行の拡大時は、外出・移動自粛や営業自粛等の厳しい措置が必要とされたため、個人や事業者を対象とした市民生活や経済活動が維持できる支援を実施した。○流行状況が収束すると、特に深刻な影響を受けた飲食業や観光業を対象とした需要喚起策により、経済活動の活性化を図ったが、人々の活動、移動が活発になることにより、流行の拡大の要因となる可能性があり、流行の拡大防止と社会経済活動の両立に向けてバランスを保つ難しさが課題とされた。
今後に向けて
<ul style="list-style-type: none">○新興・再興感染症の流行下においては、流行状況に応じたメリハリのある対策が重要となるため、市民生活や経済活動への影響を見極めつつ、適切なタイミングで必要とする支援や需要喚起策等を迅速に実施することが必要である。○次なる感染症危機に備えて、状況に応じた支援を実施するため、新型コロナウイルス感染症に係る対応で得たノウハウや知見を生かし、現行のBCPやマニュアルを改訂する。

5 市民アンケート結果

実施方法

(1) 調査対象者

○市内在住の15歳以上の480人

(2) 調査方法

○民間の調査会社を通じたインターネットアンケート（モニター調査）

(3) 調査期間

○令和5年7月24日から同年8月1日まで

回答結果

問1 あなたがコロナの影響により、困ったことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
収入の減少	86	17.9
支出の増加	67	14.0
失業	8	1.7
自身や家族の健康悪化（身体的・精神的）	87	18.1
運動・スポーツの機会の減少	75	15.6
学校等の行事の制限・中止	76	15.8
文化芸術に触れる機会の減少	82	17.1
友人等との交流機会の減少	212	44.2
自身や家族の学習機会の減少・学力の低下	36	7.5
外出制限、旅行の制限などの行動制限	270	56.3
その他	10	2.1
特に困ったことはなかった	92	19.2

問2 あなたのコロナの流行状況や感染対策に関する情報の入手方法はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
テレビ・ラジオ	407	84.8
新聞	200	41.7
ホームページ（市や国などの公的機関）	178	37.1
ホームページ（ニュースサイトやブログ等、公的機関以外）	152	31.7
公的機関のSNS（LINE、Twitter、YouTubeなど）	89	18.5
公的機関以外のSNS（LINE、Twitter、YouTubeなど）	88	18.3
広報さっぽろ等の広報誌	103	21.5
家族・友人	141	29.4
町内会などの回覧板	19	4.0

その他	7	1.5
-----	---	-----

問3 次の公的機関のホームページや窓口の中で、あなたがコロナの情報収集に活用したものはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
国や北海道のホームページ	175	36.5
札幌市のホームページ	236	49.2
国や北海道のコールセンター	14	2.9
札幌市のコールセンター	24	5.0
各区役所の広聴窓口	9	1.9
札幌市保健所、各区保健センター	37	7.7
その他	1	0.2
活用したものは無い	186	38.8

問4 次の札幌市が行った感染予防対策等の普及啓発の取組の中で、あなたが知っているものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
広報さっぽろの掲載記事	249	51.9
市公式ホームページでの啓発	147	30.6
地下鉄車内・駅構内のポスター掲示	108	22.5
チカホ柱巻きのポスター掲示	63	13.1
市内医療機関や商業施設でのポスター掲示	86	17.9
市内街頭広告（駅前通り地下街出入口広告）の掲示	32	6.7
SNS（市公式LINE、市広報部公式Twitter）での啓発	55	11.5
市公式YouTubeでの啓発動画の公開	15	3.1
市内街頭ビジョン・モニターでの啓発動画の放映	23	4.8
4コマ漫画による啓発	6	1.3
テレビCMでの啓発	153	31.9
ラジオでの啓発	44	9.2
新聞広告での啓発	82	17.1
その他	2	0.4
全て知らない	101	21.0

問5 あなたがコロナについて知りたかった情報はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
コロナの発生状況	285	59.4
主な症状や感染力、潜伏期間等の特徴	257	53.5
発熱等の体調不良時の医療機関の受診方法	293	61.0
自身の体調不良時や同居家族が感染した場合の検査方法	229	47.7
陽性者の行動制限や外出自粛期間等	198	41.3
療養時の過ごし方や体調悪化時の対応	174	36.3
濃厚接触者の範囲や健康観察期間等	163	34.0
コロナワクチンの効果等	173	36.0
コロナワクチンの接種方法や接種場所等	192	40.0
コロナの影響による各種支援制度	109	22.7
その他	7	1.5

知りたかった情報はない	45	9.4
-------------	----	-----

問6 次のコロナに関係する札幌市のコールセンターの中で、あなたが相談したことがあるものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
札幌市コールセンター (011-222-4894)	27	5.6
救急安心センターさっぽろ (#7119)	32	6.7
札幌市新型コロナウイルス一般相談電話窓口 (0570-085-789)	31	6.5
札幌市新型コロナウイルスワクチン接種お問い合わせセンター (011-351-8646)	23	4.8
陽性者サポートセンター (0570-022-680)	24	5.0
コロナ健康相談ダイヤル (011-350-5877)	8	1.7
どこに相談したかわからない、覚えていない	14	2.9
相談したことがない	372	77.5

問7 あなたが感染拡大防止に効果があったと考える取組はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
コロナワクチンの接種	276	57.5
手洗い・マスク着用等の感染予防対策の徹底	369	76.9
不要不急の外出自粛	265	55.2
飲食店の休業・営業時間短縮	124	25.8
公共施設・商業施設等の使用停止	115	24.0
イベントの開催停止	168	35.0
テレワークや時差出勤	139	29.0
抗原検査キットによる自己検査	66	13.8
緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令による行動制限	144	30.0
その他	1	0.2
効果があったと考えるものはない	59	12.3

問8 あなたがコロナの影響により自粛したことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
帰省	136	28.3
旅行	273	56.9
音楽ライブ等	123	25.6
人が多く集まるイベントの参加	241	50.2
友人等同居していない人との飲食	278	57.9
食料品や日用品の買い物(通販除く)	68	14.2
洋服などの買い物(通販除く)	85	17.7
屋内での遊びや運動	97	20.2
その他	7	1.5
特に自粛していない	68	14.2

問9 コロナの感染拡大防止のために、あなた自身が実践した取組はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
コロナワクチンの接種	370	77.1
マスク着用等の咳エチケット	430	89.6
定期的な換気	242	50.4
手洗い・手指消毒の徹底	392	81.7
複数人が触れる箇所の定期的な消毒	147	30.6
体調不良時の家庭内隔離	77	16.0
不要不急の外出自粛	256	53.3
3密を避ける	260	54.2
テレワークや時差出勤、オンラインの活用	69	14.4
抗原検査キットによる自己検査	76	15.8
その他	2	0.4
特に実践していない	21	4.4

問10 あなたが問9で選択した感染拡大防止のために実践した取組を行う際の動機となった情報はどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも。問9で「特に実践していない」をお選びの方は同様に「特に実践していない」をお選びください。)

回答	回答者数	%
政府や北海道からの対策内容や呼び掛け	254	52.9
札幌市からの呼び掛け	174	36.3
新規感染者数の推移	190	39.6
死亡者数や入院患者数の推移	152	31.7
病床のひっ迫状況	144	30.0
ワクチン接種状況	102	21.3
世間の動向	153	31.9
家族や友人などの周囲の動向	124	25.8
動機となった情報はない	26	5.4
その他	7	1.5
特に実践していない	59	12.3

問11 あなたや同居されている方はコロナにかかったことがありますか。

回答	回答者数	%
かかったことがない	311	64.8
かかったことがある	153	31.9
無回答	16	3.3

問12 あなたや同居されている方がコロナにかかったときに困ったことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
医療機関（発熱外来等）の受診	69	45.7
PCR検査の受検、検査キットの入手	40	26.5
保健所からの検査結果の告知の遅延	21	13.9
陽性判明後の医療体制（入院など）	17	11.3
療養中の生活物資（食品、日用品等）の入手	45	29.8
保健所への健康状況の報告	16	10.6
濃厚接触者への対応、連絡	23	15.2
療養証明書の入手	8	5.3

同居家族の子育て、介護	34	22.5
勤務先、学校等への対応	44	29.1
その他	5	3.3
特に困ったことはなかった	26	17.2

問13 あなたや同居されている方が医療機関の受診（発熱外来等）の際に困ったことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
どこの医療機関で受診できるか調べる方法が分からなかった。	31	44.9
かかりつけ医や近くの医療機関に問い合わせたが受診を断られた。	18	26.1
医療機関に電話が繋がらなかった、または、つながるまでの待ち時間が長かった。	24	34.8
市のコールセンターに電話して発熱外来を探そうとしたが、電話が繋がらなかった。または、電話がつながるまでの待ち時間が長かった。	19	27.5
市のコールセンターやホームページで探した発熱外来を受診しようとしたが、受診できなかった。（すでに予約がいっぱいで受付終了していた等）	18	26.1
発熱外来等が混雑していた。	20	29.0
発熱外来等への移動手段を確保できなかった。	7	10.1
その他	5	7.2

問14 札幌市等がコロナ対策に導入したアプリ等についてあなたが使用したことがあるものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
接触確認アプリ「COCOA」（国）	141	29.4
MY HER-SYS（国）	7	1.5
新型コロナワクチン接種証明アプリ（国）	63	13.1
北海道コロナ通知システム（北海道）	17	3.5
WEB7119（札幌市）	7	1.5
発熱外来マップ（札幌市）	16	3.3
陽性者登録サイト（札幌市）	18	3.8
こびまる（札幌市）	31	6.5
療養判定サイト（札幌市）	14	2.9
療養ナビ（札幌市）	7	1.5
さっぽろPASS-CODE（札幌市）	7	1.5
その他	0	0.0
使用したことがあるものはない	266	55.4

問15 コロナにかかった人や感染リスクの高い職業に従事する方、感染者が発生した店に対して、あなたは次のような気持ちを感じたことはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
感染したのは本人の行動等によるものが大きい	137	28.5
感染した人には療養期間終了後も一定の距離をおきたくなる	91	19.0
感染リスクが高いと思われる職業の人と一定の距離をおきたくなる	81	16.9
感染者が発生した店を利用したくない	72	15.0

特に感じたことはない	236	49.2
無回答	18	3.8

問16 あなたはコロナに自身がかったことや職業による差別・偏見を受けたことがありますか。

回答	回答者数	%
受けたことがある	11	2.3
受けたことはない	441	91.9
無回答	28	5.8

問17 あなたはどのような差別や偏見を受けましたか。差支えのない範囲で具体的な内容をお教えてください。

回答※
療養期間が終わっているにもかかわらず、避けられた
ワクチンを受けていないハラスメント
近所に住むの姉に救急車を呼んだら、移ると風潮された
感染発症したのち10日経過して、札幌市からは行動制限を解除されたのに民間の病院に別の病気で受診しようとしたら診療を拒否された
換気をしなかったから、とか気合が足らんとか客からなじられた
コールセンター勤務。「クラスターは大丈夫なの」と友人たちにメールなどで聞かれる機会が多く、自粛前の相当早い時期から会食は自粛してきた
距離
子供が悪いだのなんだかんだ言われた

※ 原文のまま掲載

問18 あなたは身の回りでコロナによる差別・偏見を受けた人を知っていますか。

回答	回答者数	%
知っている	52	10.8
知らない	409	85.2
無回答	19	4.0

問19 次の札幌市で行った差別・偏見防止のための取組の中で、あなたが良いと感じたものはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
医療従事者等へ感謝の気持ちを届ける市内施設のブルーライトアップ	123	25.6
大型ビジョン（チカホなど）や区役所庁舎等での啓発動画放映	84	17.5
地下鉄での啓発ポスターの掲示	95	19.8
学校、商業施設、コンビニ、郵便局など各種施設での啓発ポスター掲示	94	19.6
特に感じた取組はない	284	59.2
その他	4	0.8

問20 コロナが令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同じ区分に変更されたことについて、あなたが心配なことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

回答	回答者数	%
コロナの再流行	281	58.5
治療費用の自己負担が発生すること	235	49.0
検査費用の自己負担が発生すること	197	41.0
患者等の外出自粛要請が終了すること	96	20.0
高齢者施設等で集団感染が発生すること	120	25.0
療養中の生活支援物資がなくなること	71	14.8
生活支援・事業者支援策の縮小	72	15.0
コロナに関する感染状況などの情報が少なくなること	159	33.1
その他	4	0.8
特に心配なことはない	89	18.5

問21 あなたはコロナワクチンを接種したことがありますか。

回答	回答者数	%
接種したことがない	60	12.5
1回接種した	6	1.3
2回接種した	52	10.8
3回以上接種した	352	73.3
何回接種したか覚えていない	10	2.1

問22 コロナワクチンの接種を検討する上で、あなたが期待する（期待した）ことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
自分自身の感染予防	338	70.4
周囲の方に感染させない（感染拡大防止）	253	52.7
重症化予防	280	58.3
安心感を得る	101	21.0
接種者への各種割引等の支援	37	7.7
その他	5	1.0
特に期待したことはない	78	16.3

問23 コロナワクチンの接種を検討する上で、あなたが不安を感じる（感じた）ことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
副反応の症状や頻度	362	75.4
副反応が生じた際の相談先	95	19.8
副反応が生じた際の医療機関等の受診先	105	21.9
副反応による健康被害を生じた場合の補償	153	31.9
その他	5	1.0
特に不安に感じたことはない	84	17.5

問24 コロナワクチンの接種を検討する上で、あなたが知りたい（知りたかった）ことはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
副反応について	344	71.7
優先的に接種できる年代・職業等の接種順位について	61	12.7
効果の持続期間について	213	44.4

接種できる医療機関、会場	163	34.0
接種するための手続き、予約方法	114	23.8
その他	5	1.0
特に知りたいことはない	69	14.4

問25 これまでの札幌市のコロナ対応（国や道の要請に基づくものを含む）の中で、あなたが評価できると考えることはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
市長記者会見などを通じた流行の状況や感染防止策などの情報発信	126	26.3
ホームページやSNSを通じた情報提供	99	20.6
コールセンターなどの相談体制	71	14.8
医療提供体制全般（発熱外来、入院など）	87	18.1
入院待機ステーションによる医療提供	47	9.8
コロナ治療薬の処方体制	42	8.8
PCR検査センターや、抗原検査キット送付事業などの検査体制	101	21.0
陽性告知や健康観察、入院調整、患者移送など、保健所の感染者への対応	40	8.3
スマートフォンなどのICTを活用した健康観察の実施（こびまる、こびまるライト等）	19	4.0
生活支援物資やパルスオキシメーター送付などの感染者に対する支援	73	15.2
病院や高齢者施設などのクラスター対策、施設への支援	55	11.5
宿泊療養施設における療養	59	12.3
ワクチンの接種体制	162	33.8
罹患後症状（後遺症）への対応	16	3.3
市有施設の閉館や市の主催・共催イベントの休止、縮小	66	13.8
市民への生活支援や経済対策	47	9.8
緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、外出自粛要請などの行動制限	87	18.1
市立学校の一斉休校	62	12.9
その他	3	0.6
評価できる項目はない	122	25.4

問26 これまでの札幌市のコロナ対応（国や道の要請に基づくものを含む）の中で、あなたが評価できないと考えることはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
市長記者会見などを通じた流行の状況や感染防止策などの情報発信	72	15.0
ホームページやSNSを通じた情報提供	35	7.3
コールセンターなどの相談体制	41	8.5
医療提供体制全般（発熱外来、入院など）	52	10.8
入院待機ステーションによる医療提供	24	5.0
コロナ治療薬の処方体制	31	6.5
PCR検査センターや、抗原検査キット送付事業などの検査体制	39	8.1
陽性告知や健康観察、入院調整、患者移送など、保健所の感染者への対応	27	5.6
スマートフォンなどのICTを活用した健康観察の実施（こびま	27	5.6

る、こびまるライト等)		
生活支援物資やパルスオキシメーター送付などの感染者に対する支援	24	5.0
病院や高齢者施設などのクラスター対策、施設への支援	33	6.9
宿泊療養施設における療養	19	4.0
ワクチンの接種体制	43	9.0
罹患後症状（後遺症）への対応	35	7.3
市有施設の閉館や市の主催・共催イベントの休止、縮小	18	3.8
市民への生活支援や経済対策	42	8.8
緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、外出自粛要請などの行動制限	35	7.3
市立学校の一斉休校	35	7.3
その他	9	1.9
該当する項目はない	225	46.9

問27 今後、コロナと同じような感染症が発生した場合に、あなたは札幌市にどのような施策を実践してほしいと考えますか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
発熱外来や入院病床の確保など医療提供体制の強化	317	66.0
検査体制の拡充	226	47.1
生活支援・事業者支援策の充実	155	32.3
市民の行動変容や事業者の感染対策を促すための普及啓発	104	21.7
集団感染発生施設への早期介入・支援	153	31.9
子どもへの支援（行事や活動機会の確保、心身ケア等）	105	21.9
施設への感染予防指導	109	22.7
経済対策・需要喚起策	134	27.9
医療・介護従事者への支援	200	41.7
緊急事態宣言等の発出による行動制限	117	24.4
その他	8	1.7
実践してほしいと考える施策はない	62	12.9

問28 今後、コロナと同じような感染症が発生した場合に、あなたはどこでワクチンを接種したいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
病院・クリニック等の医療機関	286	59.6
各区保健センター・区民センター	156	32.5
職場が用意する会場での接種	63	13.1
自宅近隣の市立小中学校施設	81	16.9
札幌ドームのような大規模施設	51	10.6
その他	5	1.0
ワクチンを接種したいとは思わない	119	24.8

問29 今後、コロナと同じような感染症が発生した場合に、あなたは札幌市にどのような情報を発信してほしいと考えますか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
----	------	---

流行状況に関する情報（感染者数、検査陽性率、入院患者数等）	309	64.4
疫学調査から判明した感染者の行動傾向	190	39.6
家族構成や職場環境等に合わせた具体的な感染予防策	134	27.9
発生時や感染時の行動に関する情報（検査・受診の方法、待機期間等）	206	42.9
生活支援・経済支援の取組や各種相談窓口	142	29.6
市有施設の開館状況やイベントの開催に関する情報	65	13.5
自宅で楽しめる動画や健康維持に役立つ情報	45	9.4
ワクチンに関する情報	167	34.8
その他	4	0.8
発信してほしいと思う情報はない	66	13.8

問30 今後、コロナと同じような感染症が発生した場合に、あなたは札幌市にどのような方法で情報を発信してほしいと考えますか。あてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

回答	回答者数	%
広報さっぽろでの記事掲載	184	38.3
回覧板を使った地域への広報周知	62	12.9
市公式ホームページへの掲載情報の充実	211	44.0
SNS（市公式LINE、市広報部公式Twitter）での情報発信	132	27.5
市内街頭ビジョン・モニターでの啓発動画の放映	51	10.6
市長記者会見を通じた情報発信	116	24.2
市長のテレビ出演による情報発信	115	24.0
テレビCMでの情報発信	176	36.7
新聞広告での情報発信	112	23.3
ネット広告を活用した情報発信	93	19.4
その他	3	0.6
情報発信の方法に関心がない	77	16.0

回答者属性

I 性別

回答	回答者数	%
男性	240	50.0
女性	240	50.0

II 年代

回答	回答者数	%
19歳以下	1	0.2
20-29歳	25	5.2
30-39歳	94	19.6
40-49歳	120	25.0
50-59歳	120	25.0
60-69歳	79	16.5
70歳以上	41	8.5

III 職業

回答	回答者数	%
会社員	160	33.3
経営者・会社役員	9	1.9
公務員	15	3.1
専門職（介護士、美容師、デザイナー等）	12	2.5
医療関係者（医師、看護師等）	27	5.6
自営業	28	5.8
パート・アルバイト	89	18.5
専業主婦・主夫	81	16.9
学生	6	1.3
無職	51	10.6
その他	2	0.4

IV 同居家族構成

回答	回答者数	%
父親（義父を含む）	45	9.4
母親（義母を含む）	80	16.7
配偶者	306	63.8
子供（乳幼児）	14	2.9
子供（就学前児童）	24	5.0
子供（小学生）	57	11.9
子供（中学生）	32	6.7
子供（高校生）	29	6.0
子供（大学生・専門学校生以上）	78	16.3
兄弟・姉妹	13	2.7
祖父・祖母	3	0.6
孫	2	0.4
上記以外の親族	2	0.4
恋人・パートナー	3	0.6
友人	1	0.2
その他	0	0.0
一人暮らし	91	19.0

V 居住地

回答	回答者数	%
札幌市中央区	81	16.9
札幌市北区	63	13.1
札幌市東区	60	12.5
札幌市白石区	53	11.0
札幌市厚別区	29	6.0
札幌市豊平区	59	12.3
札幌市清田区	25	5.2
札幌市南区	22	4.6
札幌市西区	50	10.4
札幌市手稲区	38	7.9